

農林、委員會 議 録 第 十 五 号

昭和二十八年七月八日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事足立 鷹郎君 理事綱島 正興君

理事平野 三郎君 理事金子與重郎君

理事足鹿 覺君 理事佐竹 新市君

理事安藤 覺君

小枝 一雄君 松岡 俊三君

松野 頼三君 松山 義雄君

加藤 高藏君 吉川 久衛君

井谷 正吉君 芳賀 貢君

山本 幸一君 稻富 稜人君

川俣 清吉君 久保田 豊君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君

出席政府委員

農林事務官 渡部 伍良君

(大臣官房長)

農林事務官(農

林経済局長) 小倉 武一君

(農林事務官

(畜産局長) 大坪 藤市君

食糧片長官 前谷 重夫君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

七月七日

委員日野吉夫君辞任につき、その補

欠として稲富稜人君が議長の名で

委員に選任された。

七月三日

有畜農家創設特別措置法案(内閣提

出第一五一号)

土地改良法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六〇号)

同月四日

神辺町外十四箇市町村農業水利改良

事業施行促進に関する請願(高津正

道君紹介)(第二五九〇号)

川内市地内農作物水害対策確立に關

する請願(尾崎末吉君紹介)(第二五

九一号)

同月六日

朝倉郡の農作物水害対策確立に關す

る請願(福田昌子君紹介)(第二七七

六号)

県営土地改良事業施行に関する請願

(船越弘君紹介)(第二七七七号)

愛媛県の農業災害対策確立に關する

請願(中村時雄君紹介)(第二七八

号)

同月七日

凍霜害対策費増額等の請願(原茂君

紹介)(第二八九七号)

朝倉郡の農作物水害対策確立に關す

る請願外四件(難谷憲一君紹介)(第

二八九八号)

同(熊谷憲一君紹介)(第二九六七号)

高岡村地内国有牧野の所屬替えに關

する請願(山崎猛君紹介)(第二九六

八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月四日

九州各県開拓地の風水害対策に關す

る陳情書(全日本開拓者連盟委員長

福田一外一名)(第六五八号)

緊急食糧増産に關する陳情書(滋賀

県指導農業協同組合連合会会長谷口

久次郎)(第六七六号)

凍霜害対策に關する陳情書(滋賀県

市町村会長田辺孝右衛門外一名)(第

六七七号)

国内油脂原料確保のため菜種増産に

關する陳情書(千葉県知事柴田等外

一名)(第六九〇号)

電力会社所管電柱敷地補償料引上げ

に關する陳情書(磐田市中泉九百七

十一番地磐田郡農業協同組合長会

長竹山祐太郎)(第六九一号)

殺鼠剤フタール使用即時停止に關

する陳情書(東京都中央区築地四丁

目二番地社団法人日本原毛皮協合理

事長伊藤良雄)(第六九二号)

電力会社所管電柱敷地補償料引上げ

に關する陳情書外一件(静岡県志太

郡青島町前島志太郎農業協同組合長

会長鈴木秀依外一名)(第七一五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員補欠選任

委員派遣承認申請に関する件

農業共済制度に関する小委員会にお

いて参考人招致に関する件

連合審査会開會申入れに関する件

農業委員会法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七三三号)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第七四号)

有畜農家創設特別措置法案(内閣提

出第一五一号)

土地改良法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六〇号)

農政の基本施策に関する件

○井出委員長 これより會議を開きま

す。

この際、小委員の補欠選任についてお

諮りいたします。ただいま肥料に關す

る小委員が二名、農業共済制度に關す

る小委員が一名、それ〴〵欠員と相な

つております。この際その補欠を委員

長において指名いたしたいと思ひます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、肥

料に關する小委員に、足立篤郎君、川

俣清吉君、農業共済制度に關する小委

員に稲富稜人君を指名いたします。

○井出委員長 なおお諮りいたしま

す。ただいま農業災害補償法に基く家

畜共済の臨時特例に關する法律案は、

農業共済制度に關する小委員会にお

いて審査いたしておりますが、昨日足鹿

小委員長より、小委員会の決定に基き

まして、本案の審査のために、關係農

業団体、畜産関係者等より、小委員会

において参考意見を聴取することに

いたしたい、また家畜共済の実施状況に

ついて、親しく現地の共済団体診療施

設等を調査いたしたい、このような申

出があります。ついてはこの参考人招

致の件及び委員派遣の件について、議

長に承認方を申請するようしかるべく

とりはかられたいとの申出がありま

す。この際この小委員長の申出を承認

するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めま

す。なお参考人の選定の件及び派遣委

員の選定、派遣地、派遣期間等は、先

ほど理事会で協議いたしましたので、

委員長及び小委員長に御一任を願いた

いと思ひますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

暫時休憩いたします。

午後一時五十三分休憩

午後二時三十分開議

○井出委員長 休憩前に引続き會議を

開きます。

これより内閣提出、農業委員会法の

一部を改正する法律案及び農業協同組

合法の一部を改正する法律案を一括議

題といたし、審査に入ります。

まず前案の趣旨について政府の説明を求めます。保利農林大臣。

農業委員会法の一部を改正する法律案

農業委員会法の一部を改正する法律案

法律

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び目次を次のように改める。

農業委員会等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 農業委員会（第三条―第三十五条）

第三章 都道府県農業委員会（第三十六条―第五十五条）

第四章 全国農業委員会（第五十六条―第九十条）

第五章 罰則（第九十一条―第九十四条）

附則

本則（第三章を除く）中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第一条及び第二条を次のように改め、第三条を削る。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業委員会及び全国農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改め、その組織及び運営を定めることを目的とする。

（経費の負担及び補助）

第二条 国は、毎年度予算の範囲内において、左に掲げる経費を負担する。

一 農業委員会の委員及び書記に要する経費

二 都道府県農業委員会の委員及び書記に要する都道府県農業委員会の経費

2 国は、毎年度予算の範囲内において、農業委員会の技術員の設置に要する市町村の経費の二分の一以内を補助する。

3 国は、毎年度予算の範囲内において、第四十条第二項の規定により都道府県農業委員会が行う業務に要する経費及び全国農業委員会が行う業務に要する経費の一部を補助することができる。

第二章第四十条の次に次の一条を加える。

（設置）

第三条 市町村に農業委員会を置く。但し、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 その区域内の農地面積が著しく

小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

4 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

第四十条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員は、選挙による委員及び委任による委員とする。

第五十条第五項中「会長に」を「会長が欠けたとき又は」に改める。

第六条第一項中「当該市町村の区域（第二項第二項の規定により置かれた委員会にあつてはその委員会の区域。以下同じ。）を」を「その区域」に、同項第一号中「農地等」を「農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）に改め、同条第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農業委員会は、その区域内に居住する米穀の生産者についての米穀の政府買入数量の決定に関し、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三十三条の規定に基き政令によりその所掌に属させた事項を処理する。

第六条に次の一項を加える。

5 農業委員会は、その技術員によ

り、前項各号に掲げる事項に係る事業につき、都道府県の改良普及員、農業協同組合その他これらの事業を行う者に協力するものとする。

第七条中「委員」を「選挙による委員」に、「十五人とする」を「十人から十五人までの間で条例で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行ふことができない。

第八条第一項中「市町村」を「農業委員会」に、「委員」を「選挙による委員」に、同条第四項及び第五項中「委員の候補者」を「選挙による委員の候補者」に改め、同条第五項中「裁判官」の下に「検察官」を加える。

第九条中「委員」を「選挙による委員」に改める。

第十条第一項中「市町村農業委員会選挙人名簿」を「農業委員会委員選挙人名簿」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（選挙の単位）

第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域

第十一條第一項第三号 法律

この法律

農業委員会等に関する法律

農業委員会等に関する法律

農業委員会等に関する法律

農業委員会等に関する法律

農業委員会等に関する法律

農業委員会等に関する法律

農業委員会等に関する法律

農業委員会等に関する法律

において選挙する。

第十一條表を除く。中「第十一條第一項」を「第十一條」に、「第百三十二條から第百三十七條まで、第百三十八條（選挙事務所等の設置の制限、選挙事務関係者の選挙運動の禁止、戸別訪問）」を「第百三十二條（選挙当日の選挙事務所の制限）、第百三十四條から第百三十七條まで（選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止）、第百三十八條（戸別訪問）」に改め、第百三十八條（選挙期日後のあいさつ行為の制限）」を削り、「第百三十四條、第百三十六條」を「第百三十四條第一号から第五号の三まで、第七号及び第八号、第百四十五條」に、「及び第百五十三條第一項」を「並びに第百五十三條第一項」に、「（罰則）」を「罰則」、第二百七十条の二（選挙に関する届出等の時間）」に、「委員の選挙」を「選挙による委員の選挙」に改め、「この場合において、の下に」これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会選挙による委員の候補者」と読み替え、」を加え、同条の表中

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）を

法律（昭和二十六年法律第八十八号）

法律第十一條において准用する第二百五十二條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

に、同表下欄中「農業委員会法第十條

第一項」を「農業委員会等に関する法律第十条第一項」に、「農業委員会法第十四条」を「農業委員会等に関する法律第十四条」に、「農業委員会法第八條第四項」を「農業委員会等に関する法律第八條第四項」に、「農業委員会法第十一條」を「農業委員会等に関する法律第十一條」に改め、「(第二百四十五條の罪を除く。)」を削り、「第十六章(農業委員会法その他の法律において準用する場合を含む。))に掲げる罪」を「農業委員会等に関する法律第十一條において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十條(選挙事務所の制限違反)及び第二百四十二條(選挙事務所の届出違反)の罪を除く。))」に、「委員の選挙」を「選挙による委員の選挙」に改める。

第十二條を次のように改める。

(選任による委員)

第十二條 市町村長は、左に掲げる者を委員として選任しなければならない。

一 省令で定める農業協同組合又は農業共済組合の推薦した当該農業協同組合又は農業共済組合の理事二人以内

二 当該市町村の議会の推薦した農業委員会等の所掌に属する事項について学識経験を有する者三人以内

2 前項の規定により市町村長が選任する委員の総数は、当該農業委員会の選挙による委員の定数の三分の一をこえることができない。

第十三條中「農業委員会法第十一條」を「農業委員会等に関する法律第十一條」に、「農業委員会法第三十九條」を「農業委員会等に関する法律第二十四條」に改める。

第十四條第四項但書中「委員」を「選挙による委員」に改め、同条第六項中「農業委員会法第十四條」を「農業委員会等に関する法律第十四條」に改める。

第十五條第一項中「二年」を「三年」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第十二條第一項第一号の規定により選任された委員は、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第十七條第一項中「会長」を「これを推薦した団体又は議会」に改め、同条第二項を削る。

第十九條第二項を削る。

第二十條の見出しを「書記及び技術員」に、同条第一項中「書記を置く。」を「書記及び技術員を置くものとする。」に改め、同条第二項及び第三項中「書記」の下に「及び技術員」を加え、同条第三項に次の但書を加える。

但し、政令で定める資格を有する者でなければ、技術員に任命することができない。

第二十條に次の一項を加える。

5 技術員は、会長の指揮を受け、第三章を削る。

第三十六條の前の「第四章 会議」を削り、第三十六條第一項中「又は都道府県農業委員会(以下「委員会」といふ。))」を削り、同項中「委員」といふ。

「選挙による委員」に改め、同条を第二十一條とし、第三十七條第一項中「委員会」を「農業委員会」に、「選挙による委員」を「委員」に改め、同条第二項中「第六條第一項の下に」又は「第二項」を加え、同条を第二十二條とし、第三十八條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十三條とし、第三十九條中「委員会」を「農業委員会」に、「第三十七條」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第二十四條とし、第四十條(見出しを含む。))中「委員会」を「農業委員会」に、「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条を第二十五條とし、第四十一條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十六條とし、第四十二條を第二十七條とし、第四十三條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十八條とする。

第四十四條の前の「第五章 雑則」を削り、第四十四條を削り、第四十五條第一項中「委員会」を「農業委員会」に、「若しくは書記」を「書記若しくは技術員」に改め、同条第二項中「又は書記」を「書記又は技術員」に改め、同条第四項中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第二十九條とし、第四十六條中「委員会」を「農業委員会」に、「及び書記」を「書記及び技術員」に改め、同条を第三十條とし、第四十七條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十一條とし、第四十八條第一項中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条第二項中「都道府県農業委員会の議を経て」を削り、同条第三項及び第五項を削り、第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第三項とし、同条を第三十二條とし、第四十九條中「委員会」を「農業委員会」に改め、同条を第三十三條とし、第五十條第一項中「新たに設置された市町村」の下に「に」置かれる農業委員会」を加え、同条を第三十四條とし、第五十一條中「地方自治法第五十五條第二項(区を設ける市)の市にあつては区に」を削り、同条を第三十五條とする。

改正後の第三十五條の次に次の三章を加える。

第三章 都道府県農業委員会

(法人格)

第三十六條 都道府県農業委員会 は、法人とする。

(地区)

第三十七條 都道府県農業委員会の地区は、都道府県の区域とする。

(住所)

第三十八條 都道府県農業委員会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第三十九條 都道府県農業委員会でない者は、都道府県農業委員会という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(業務)

第四十條 都道府県農業委員会 は、農地法、食糧管理法第三條の規定に基く政令その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う。

2 都道府県農業委員会は、左に掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。

二 農業及び農民に関する啓蒙、及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

四 農業委員会の委員等の講習及び研修を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務。

(会議員)

第四十一條 都道府県農業委員会は、会議員をもつて構成する。

2 左に掲げる者は、会議員とする。

一 都道府県知事が当該都道府県の区域を十から十五まで(地理的状况その他特別の事情により、その数を十五をこえる数とする)に分けて定める区域ごとに招集した第五十五條第一項の代表者会議において互選された者各一人

二 都道府県農業協同組合中央会が本人の同意を得て推薦したその会頭、副会頭又は理事のうち一人

三 都道府県農業共済組合連合会が本人の同意を得て推薦したその理事一人

四 省令で定める農業協同組合及び農業協同組合連合会の理事並びに農業に関する学識経験を有する者のうちから三人以内で会長が本人の同意を得て指名した者

3 都道府県知事は、前項第一号の区域を定め、又はこれを変更したときは、これを告示しなければならぬ。

4 左に掲げる者は、第二項の規定にかかわらず、会議員とならない。

一 禁治産者

二 禁を以て終るまでの者

三 禁を以て終るまでの者に執行を受けることがなくなるまでの者

(議決権及び選挙権)

第四十二条 会議員は、各一個の議決権並びに会長及び副会長の選挙権を有する。

(会議員たる地位を失う場合)

第四十三条 会議員は、左に掲げる場合には、会議員たる地位を失う。

一 死亡したとき。

二 第四十一条第四項に掲げる者に該当するに至つたとき。

三 第五十五条第一項第一号に掲げる者が第四十一条第二項第一号の規定により会議員となつた場合において、その者が農林委員会委員たる身分を失つたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該農林委員会委員の選挙による委員の任期が満了したとき。

四 第五十五条第一項第二号に掲げる者が第四十一条第二項第一号の規定により会議員となつた場合において、その者が当該団体の理事でなくなつたとき又は

その者につきその者が会議員となつた日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。

五 第四十一条第二項第二号から第四号までの会議員が当該団体の理事(都道府県農林協同組合中央会にあつては、会頭、副会頭又は理事。以下この号において同様とする。)でなくなつたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。

六 第四十一条第二項第一号の会議員にあつては、その者を互選した代表者会議に係る区域につき変更があつたとき。

七 会議員を辞することについて他の会議員の過半数の同意を得たとき。

(賛助員)

第四十四条 都道府県農林委員会は、会則の定めるところにより、賛助員を置くことができる。

(会則)

第四十五条 都道府県農林委員会

の会則には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 業務

六 会議員に関する規定

七 賛助員に関する規定

八 会長及び副会長の定数、職務の分担及び選挙に関する規定

九 会議に関する規定

十 会計に関する規定

十一 公告の方法

十二 会則の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会長及び副会長)

第四十六条 都道府県農林委員会に、役員として会長一人及び副会長二人以内を置く。

2 会長及び副会長は、都道府県農林委員会委員の会議において会議員が選挙する。但し、設立当時の会長及び副会長は、創立総会において会議員たる資格を有する者が選挙する。

3 会長及び副会長は、会議員でなければならない。

4 会長は、都道府県農林委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会則の定めるところにより、その職務を代行する。

6 会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、会議員のうちから互選した者がその職務を代行する。

7 会長及び副会長の任期は、三年以内において会則で定める。但し、設立当時の会長及び副会長の任期は、一年以内において創立総会で定める。

8 会長及び副会長は、相兼てはならない。

(会長に関する民法の適用)

第四十七条 民法(明治二十九年法

律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(代表権の制限)及び第五十五条(代表権の委任)の規定は、会長について準用する。

(会議の招集)

第四十八条 都道府県農林委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議員の三分の一以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があつたときは、会議を招集しなければならない。

(会議の成立)

第四十九条 都道府県農林委員会の会議は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(会議の議決事項)

第五十条 左に掲げる事項は、都道府県農林委員会委員の議決を経なければならない。

一 第四十条第一項に規定する事項及び同条第二項第一号に掲げる事項

二 その他会則で定める事項

(議決の方法)

第五十一条 都道府県農林委員会の会議の議事は、出席会議員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 会則の変更は、前項の規定にかかわらず、会議員の三分の二以上の者が出席した会議において、出席会議員の三分の二以上の多数による議決によらなければならない。

(小作官等の会議への出席)

第五十二条 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主事その他の関係職員を都道府県農林委員会委員の会議に出席させ、第四十条第一項の事項に関して意見を述べさせることができる。

(業務又は財産状況に関する報告の徴収)

第五十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県農林委員会委員から業務又は財産の状況に關し報告を徴することができ

る。

(法令等の違反に対する措置)

第五十四条 都道府県知事は、前条の規定により報告を徴した場合において、当該都道府県農林委員会委員の業務が法令、法令に基いてする行政の処分又は会則に違反すると認めるときは、これに対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(代表者会議)

第五十五条 都道府県知事が都道府県農林委員会委員に諮問した事項に關し、これに答申するため必要があると認めて当該都道府県農林委員会委員から請求があつた場合には、都道府県知事は、その定める区域について、左に掲げる者からなる会議(以下「代表者会議」という)を招集し、当該区域に係る当該事項に關して調査審議し、その意見を都道府県農林委員会に答申すべきことを求めることができる。

一 当該区域内の農林委員会が委

任する者

二 当該区域内の農林委員会が委

任する者

三 当該区域内の農林委員会が委

員会ごとに委員のうちから指名した者各一人

二 省令で定める農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業共済組合の理事のうちから二人以内で都道府県知事が本人の同意を得て指名した者

2 都道府県知事は、第四十一条第二項第一号の規定により定められた区域に係る同号の議員が欠けたとき又はその区域を変更したときは、当該区域につき代表者会議を招集しなければならない。

3 代表者会議の議長は、都道府県知事が、その職員又は第一項に掲げる者のうちから指名する。

第四章 全国農業委員会

(法人格)
第五十六条 全国農業委員会議所は、法人とし、全国を通じて一個とする。

(住所)
第五十七条 全国農業委員会議所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)
第五十八条 全国農業委員会議所でない者は、全国農業委員会議所という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(業務)
第五十九条 全国農業委員会議所は、左に掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。

二 農業及び農民に関する啓蒙、及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

四 都道府県農業委員会議所の行う第四十条第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。

五 前各号に掲げるものの外、その目的を達成するため必要な業務

(會員たる資格)

第六十条 全国農業委員会議所の會員たる資格を有する者は、左に掲げるものとする。

一 都道府県農業委員会

二 全国農業協同組合中央会

三 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会

四 前三号に掲げる者の外、農業の改良発達を図ることを目的とする法人であつて定款で定めるもの

五 農業に関し学識経験を有する者であつて總會で指名したものの

六 前各号に掲げる者の外、農業又はこれと密接な関係を有する事業を営む者であつて定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第六十一条 會員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

但し、前条第六号に掲げる會員は、議決権及び役員選挙権を有しない。

2 會員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の會員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を全国農業委員会議所に提出しなければならない。

(経費)

第六十二条 全国農業委員会議所は、定款の定めるところにより、會員に経費を賦課することができる。

12 會員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて全国農業委員会議所に対抗することができない。

(加入の自由)

第六十三条 會員たる資格を有する者が全国農業委員会議所に加入しようとするときは、全国農業委員会議所は、正当な事由がないのにその加入を拒んではならない。

(自由脱退)

第六十四条 會員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第六十五条 會員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 會員たる資格の喪失

二 解散又は死亡

三 除名

2 除名は、定款の定めるところにより、總會の議決によつてすることができ。但し、除名した會員にその旨を通知しなければ、これを

をもつてその會員に対抗することができない。

(定款)

第六十六条 全国農業委員会議所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 業務

五 會員たる資格並びに會員の加入及び脱退に関する規定

六 経費の賦課に関する規定

七 業務の執行及び会計に関する規定

八 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

(役員)

第六十七条 全国農業委員会議所に、役員として会長一人、副会長二人以内、理事十人以内及び監事三人以内を置く。

(役員職務)

第六十八条 会長は、全国農業委員会議所を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、定款の定めるところにより、全国農業委員会議所を代表し、会長を補佐して業務を掌理し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、定款の定めるところにより、全国農業委員会議所を代表し、会長及び副会長を補佐して業務を掌理し、会長及び副会長がと

もに欠けたとき又は事故があるときは、会長の職務を代行する。

(役員選任及び任期)

第六十九条 役員は、定款の定めるところにより、會員が總會において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。

2 理事の定数の少くとも四分の三は、第六十条第一号から第四号までの會員の代表者又は同条第五号の會員でなければならない。

3 役員任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員任期は、一年以内において創立總會で定める。

(役員兼職禁止)

第七十条 会長、副会長、理事及び監事は、それぞれ相兼ねることができない。

(役員に関する民法の準用)

第七十一条 民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(代表権の制限)、第五十五条(代表権の委任)及び第五十九条(監事の職務)の規定は、役員について準用する。この場合において、「理事」とあるのは、「会長、副会長及び理事」と読み替へるものとする。

(總會の招集)

第七十二条 会長は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 会長は、會員の五分の一以上の者から書面で總會に付議すべき事項を示して總會を招集すべき旨の

請求があつたときは、総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第七十三条 総会は、会員(第六十条第六号に掲げる会員を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(総会の議決事項)

第七十四条 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定及び変更
- 三 毎事業年度の収支決算及び事業報告書の承認
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(総会の議事)

第七十五条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第七十六条 左に掲げる事項は、総会員(第六十条第六号に掲げる会員を除く。)の三分の二以上の者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 会員の除名

三 解散

(総会に関する民法の準用)

第七十七条 民法第六十二条(総会の招集)、第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定は、総会について準用する。この場合において、第六十二条中「五日前」とあるのは、「十日前」と読み替へるものとする。

(発起人)

第七十八条 全国農業委員会議所を設立するには、第六十条第一号に掲げる者少くとも十五人を含む会員たる資格を有する者二十人以上が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第七十九条 発起人は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、第六十条第一号の会員たる資格を有する者の過半数及び同条第二号又は第三号の会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4 第六十一条の規定は、前項の議決について準用する。

(設立の認可)

第八十条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書

を提出しなければならない。

(会長への事務引渡)

第八十一条 前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

(成立)

第八十二条 全国農業委員会議所は、第八十条第一項の認可によつて成立する。

2 農林大臣は、全国農業委員会議所が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(解散)

第八十三条 全国農業委員会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

2 解散の議決は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)

第八十四条 全国農業委員会議所が解散したときは、破産による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十五条 清算人は、就職の後遅滞なく、全国農業委員会議所の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第八十六条 清算人は、全国農業委員会議所の債務を弁済した後でな

ければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告書)

第八十七条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用)

第八十八条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限、清算中の破産、清算の監督、清算の手続等)並びに非訟事件手続法明治三十二年法律第十四号第三十五条第二項(法人の解散、清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条(二(清算人及び検査人の報酬)、第三十五条ノ二十五第二項及び第三十三項(裁判所の監督)、第三十七條(清算人の選任、解任の裁判)並びに第三百三十八條(清算人不適格者)の規定は、全国農業委員会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業委員会等に関する法律第八十四条」と読み替へるものとする。

(業務又は財産状況の報告の徴収)
第八十九条 農林大臣は、必要があると認めるときは、全国農業委員会議所から業務又は財産の状況に関し報告を徴することができ、(法令等の違反に対する措置)
第九十条 農林大臣は、前条の規定

により報告を徴した場合において、全国農業委員会議所の業務が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、これに対し、役員、職員、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

第五章 罰則

第九十一条 都道府県農業委員会議所の職員が第四十条第一項又は第二項第一号に規定する業務につき議決権の行使又は会議に付議すべき事項の発議に関し、賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第九十二条 左に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業委員会又は全国農業委員会議所の役員又は使用人その他の従業者を一万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十三条 左に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業委員会議所の役員又は全国農業委員会議所の役員若しくは清算人を一万円以下の過料に処する。

一 第四十条又は第五十九条に規定する業務以外の業務を営んだとき。

二 第四十八条第二項又は第七十

二条第三項の規定に違反したとき。

三 第八十五条又は第八十七条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第八十六条の規定に違反して全国農業委員会職所の財産を処分したとき。

五 第八十八条において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済したとき。

六 第八十八条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第九十四条 第三十九条又は第五十八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
一 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

二 農業委員会法第二十條の改正規定並びに附則第三項及び第七項から第九項までの規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。この場合において、改正後の同法第二十條中「農業委員会」とあるのは、「市町村農業委員会」と読み替へるものとする。

三 この法律の施行後最初に農業委員会の選挙による委員となる者の選挙については、この法律の施行

前であつても、改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）第二章の規定を適用する。但し、選挙人名簿は、従前の市町村農業委員会委員選挙人名簿による。

四 この法律の施行の際改正前の農業委員会法（以下「旧法」という。）第二条の規定により市町村に現に置かれていた市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条の規定による農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

五 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項の市の区に現に置かれていた市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条第二項の規定により当該市に置かれる農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

六 この法律の施行の際現にその効力を有する市町村農業委員会委員選挙人名簿は、新法の相当規定により調製された農業委員会委員選挙人名簿とみなす。

七 市町村農業委員会の委員の任期は、旧法第十五條及び市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会委員の任期延長に関する法律（昭和二十八年法律第 号）第一条の規定にかかわらず、この法律の施行の日以前までとする。

八 この法律の施行前における市町村農業委員会の技術員の設置に要する経費は、旧法第三条の規定に

かかわらず、国の負担とせず、国が、予算の範囲内において、その経費の二分の一以内を市町村に補助するものとする。

九 市町村農業委員会は、この法律の施行前においても、その技術員により、旧法第六條第三項の事項に係る事業につき、都道府県の改良普及員、農業協同組合その他これらの事業を行う者に協力するものとする。

十 都道府県知事は、この法律の施行の日から十五日以内に、都道府県農業委員会職員の職員となるべき者を互選するための新法第五十五條第一項の代表者会議を招集しなければならない。

十一 都道府県農業委員会を設立するには、会議員となるべき者五人以上が設立委員となることを必要とする。

十二 設立委員は、会則案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

十三 会則その他都道府県農業委員会職の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

十四 創立総会の議事は、都道府県農業委員会職の会議員となるべき者の三分の二以上の者が出席し、その五分の四以上の多数による議決を必要とする。この場合の議決は、新法第四十二條の規定を適用する。

十五 設立委員は、創立総会終了の後遅滞なく、会則を都道府県知事に提出して、都道府県農業委員会職

の設立の認可を申請しなければならない。

十六 設立委員は、都道府県知事の要求があつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

十七 第十五項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

十八 都道府県農業委員会職は、第十五項の認可によつて成立する。

十九 都道府県知事は、都道府県農業委員会職が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

二十 都道府県農業委員会は、この法律の施行後も昭和二十九年三月三十一日まで、なお存続する。但し、都道府県農業委員会職が成立したときは、当該都道府県の都道府県農業委員会については、この限りでない。

二十一 都道府県農業委員会に関する旧法の規定は、前項の規定により存続する都道府県農業委員会については、なおその効力を有する。但し、この法律の施行の際現に都道府県農業委員会の委員である者の任期は、前項の規定による都道府県農業委員会職の存続期間中は、満了しないものとする。

二十二 第二十項の規定により都道府県農業委員会が存続する間は、前項本文の規定にかかわらず、その委員の選挙は行われない。

二十三 旧法の規定により行われた市町村農業委員会又は都道府県農業委員会委員の選挙に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

二十四 都道府県農業委員会職及び全国農業委員会職でない者でこの法律の施行の際現に都道府県農業委員会職若しくは全国農業委員会職所という名称又はこれらに類する名称を用いているものについては、この法律の施行後六箇月を限り、新法第九十四條の規定を適用しない。

二十五 農地法（昭和二十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第九十條第一項中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二條第一項但書」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項但書又は第三項に改め、同條第二項中「農業委員会法第二條第二項」を「農業委員会等に関する法律第三條第二項」に改め、第九十一條中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五條第二項（区を設ける市）の市にあつては区又は区長に、」を削る。

二十六 農地法施行法（昭和二十七年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第二十八條第四項若しくは第五項の下に、」第二十九條第二項を加へ、同條第二項を削り、第五條第二項中「第二條第一項第五号の規定により国が取得した立木」を「第二條第一項第二号又は第五号の規定により国

が取得した土地、立木に改め、同項第一号中「第四十条の二第六項の規定により買収した立木」を「第十五条若しくは第四十条の二第六項の規定により買収し、又は同法第二十九条第二項において準用する同法第二十八条第一項若しくは第五項の規定により買収した土地、立木」に、「第三条第一項」を「第三条」に改め、同項第二号中「措置法」の下に「第二十九条第一項の政府の所有に属する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるもの又は同法を加え、農業用施設又は農業用施設若しくはは、」に、「第三条第一項」を「第三条」に改める。

27 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第三条第一項第二号中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二第三項」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三第一項但書又は第三項」に改め、第九十七条第一項中「農業委員会法第二第二条第二項」を「農業委員会等に関する法律第三第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「都道府県農業委員会」を「都道府県知事」に改め、同条第六項中「前項の規定による請求を受けた場合には、」の下に「都道府県農業委員会の意見を聞き、」を加える。

第九十八条第五項から第八項まで中「都道府県農業委員会」を「都道府県知事」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同

条中第八項及び第九項をそれぞれ第九項及び第十項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可をするには、都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

第九十九条第九項中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改め、第六六条第一項、第八八条第一項及び第九九条中「第九十八条第八項」を「第九十八条第九項」に改め、第九十八条第一項第三号中「都道府県農業委員会又は」を削り、同条第四項中「都道府県農業委員会若しくは」を削り、第九十二條第二項中「第九十八条第八項」を「第九十八条第九項」に改め、第九二十五条中「地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては区又は区長に、」を削る。

28 都道府県農業委員会を当事者又は参加人とする旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）、改正前の農地法施行法又は改正前の土地改良法の規定に基づいてした処分に関する訴訟であつてその処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した際現に係属中のものは、当該都道府県農業委員会の成立の日当該都道府県知事が受け継いだものとする。

29 旧自作農創設特別措置法又は改正前の農地法施行法の規定に基づいて都道府県農業委員会のした処分の取消又は変更を求める訴は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の

区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した後は、当該都道府県知事の報告として提起しななければならぬ。

30 改正前の土地改良法の規定に基づいて都道府県農業委員会がした指示、裁決、認可その他の処分は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した場合には、当該都道府県知事がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

31 改正前の土地改良法の規定に基づいて都道府県農業委員会に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した際現に手続中のものは、当該都道府県知事に對してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

32 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

33 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

34 都道府県農業委員会が成立するまでは、当該都道府県の区域における農地法、土地改良法、造林臨時措置法及び耕土培養法の適用

については、これらの法律の規定中「都道府県農業委員会」とあるのは、「都道府県農業委員会」と読み替へるものとする。

35 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條第十二号中「農業委員会」の下に「及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第五十五條第一項の代表者会議を加える。

36 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の四第一項第四号を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市町村に農業委員会を置かなければならない。

第二百二條の二第七項中「地方労働委員会及び農業委員会」及び「地方労働委員会」に改める。

別表中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

別表第一第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

別表第三第一号の六十九中「並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべき都道府県農業委員会の委員の数及び」を削り、「告示し、並びに」を告示し、及びに改める。

別表第三第六号を削る。

37 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業委員会、全国農業委員会」を加える。

38 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業委員会、全国農業委員会」を加える。

39 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ四の次に次の一項を加える。

五ノ五 都道府県農業委員会又ハ全国農業委員会所ノ発スル証書、帳簿

40 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「私立学校振興会、」の下に「都道府県農業委員会、全国農業委員会」を加える。

第三百四十八條第二項第十二号中「私立学校振興会」の下に「都道府県農業委員会及び全国農業委員会」を加える。

第四百六條第一項第二号及び第四百二十五條第一項第三号中「市町村農業委員会又は都道府県農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第七百四十三條第五号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業委員会、全国農業委員会」を加える。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を削り、第二条から第七条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次のように加える。

第二条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第三条 この法律において、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これに附随する業務を含む。）をいう。

みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う新炭生産の業務（これに附随する業務を含む。）は、この法律の適用については、農業とみなす。

第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節 通則

「第二章 事業」を削り、第十条の前に次のように加える。

第二節 事業

第十条第一項第二号中「貯金」の下に「又は定期預金」を加え、同項第九号及び第十号をそれぞれ次のように改める。

九 医療に関する施設

十 組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図り、又は農村

の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設

第十条第二項中「同項第一号及び第二号の事業を併せ」を「同項第二号の事業を」に改める。

第十条第四項中「第一項の事業の外、」の下に「同項の事業を行うにつきこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、」を加える。

第十条第五項中「第一項第一号及び第二号の事業を併せ」を「第一項第二号の事業を」に、「これら」を「同項第一号の事業及び同項第一号又は第二号」に改め、同条第六項中「手形の割引を、」の下に「国、地方公共団体」を加える。

第十条第七項を次のように改める。

農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第十号の事業を行うことができない。但し、同号以外の事業を行うにつきこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において行う場合は、この限りでない。

第十条第八項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項第二号の事業の利用に関する前項但書の規定の適用については、組合員と同一の世帯に属する者又は営利を目的としない法人は、これを組合員とみなす。

「第三章 組合員」を削り、第十二条の前に次のように加える。

第三節 組合員

第十二条第一項第二号中「前号」を「前二号」に、「農業協同組合」を「当該農業協同組合」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

第十三条の二に次の一項を加える。

組合員は、前項の規定による出資（以下回転出資金という。）の払込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

第十六条第一項中「及び役員」を「並びに役員及び総代」に、同項但書中「及び第二項第二号」を「若しくは第三号又は第二項第二号」に改める。

第二十二條第二項但書を次のように改める。

この場合において、組合は、その總會の会日から十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、且つ、總會において説明する機会を与えなければならない。

第二十二條に次の一項を加える。

前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

「第四章 管理」を削り、第二十八条の前に次のように加える。

第二十八條第三項中「第十三条の二の規定による出資（以下回転出資金という。）の払込をさせようとするときはこれに関する規定を」を削る。

第三十一條第三項中「第一項」を「前項に改め、同条第二項を削る。

第三十一條の次に次の一條を加える。

令に基いてする行政庁の処分、定款、規約及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

理事がその職務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十九條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 理事及び監事には、商法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定を、理事には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十五条まで及び第六十一條第一項の規定を、監事には、第三十一條の二、民法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定を適用する。

第四十一條の二中「行政庁は、」の下に「仮理事を選任し、又は」を加える。

第四十四條第一項に次の二号を加える。

八 農業協同組合連合会の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること。

九 農業協同組合連合会への加入及び農業協同組合連合会からの脱退

第四十四條第三項中「前項の認可については、」の下に「第五十九條第

二項、」を加える。

第四十六條第四号及び第五号を削る。

第四十六條の二第二項を削る。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 總會には、民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を適用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第四十八條第五項但書中「総代会においては、」の下に「役員及び総代の選挙並びに」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

「第五章 設立」を削り、第五十五条の前に次のように加える。

第五十八條第七項を次のように改める。

創立總會については、第十六條第一項及び第三項から第五項まで、第四十五條第二項及び第三項、民法第六十六條並びに商法第二百四十四條の規定を適用する。この場合において、商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは、「発起人」と読み替へるものとする。

第六十一條第二項の次に次の一項を加える。

行政庁が第五十九條第二項の規定により報告書の提出の請求を発

したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

「第六章 解散及び清算」を削り、第六十四条の前に次のように加える。

第六節 解散及び清算

第六十四条第三項中「前項の場合には、」の下に「第五十九条第二項、」を加える。

第六十五条第五項中「前項の場合には、」の下に「第五十九条第二項、」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第七十三条中「第三百三十六条第一項、」を削る。

第七十三条の次に次の一章を加える。

第三章 農業協同組合中央会

第七十三条の二 農業協同組合中央会（以下中央会という。）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

第七十三条の三 中央会は、都道府県農業協同組合中央会（以下都道府県中央会という。）及び全国農業協同組合中央会（以下全国中央会という。）とする。

第七十三条の四 中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛わしい名称を用いてはならない。

第七十三条の五 中央会は、法人とする。

第七十三条の六 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十三条の七 都道府県中央会の地区は、都道府県の区域に、全国中央会の地区は、全国の区域による。

同一の区域を地区とする中央会は、一個とする。

第七十三条の八 国は、毎年度予算の範囲内において、中央会の事業に要する経費の一部を補助することが出来る。

第七十三条の九 中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報の提供

四 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停

五 組合に関する調査及び研究

六 前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業

中央会は、組合に関する事項について、行政庁に建議することが出来る。

第七十三条の十 全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中

央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会に協議をさせ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第七十三条の十一 中央会は、第七十三条の九第一項第二号の事業を行おうとするときは、監査規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに第七十三条の二十一の農業協同組合監査士の職務に関する事項を記載しなければならない。

監査規程を変更し、又は廃止するには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第七十三条の十二 中央会の会員は、正会員及び准会員とする。

都道府県中央会の正会員たる資格を有する者は、都道府県中央会の地区の全部又は一部を地区とする組合とする。

都道府県中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で都道府県中央会の地区内に住所を有するものとする。

全国中央会の正会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 都道府県中央会

二 都道府県中央会の正会員たる組合

三 都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合

種々の事業を行う法人とする。

第七十三条の十三 会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

前条第四項第一号又は第二号に該当する者は、全国中央会が成立したときは、すべてその正会員となる。全国中央会が成立した後において同項第一号又は第二号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

前条第四項第三号に該当する者及び准会員たる資格を有する者が全国中央会に加入しようとする場合には、第一項の規定を準用する。

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十二条第一項第一号及び第二号の規定を、その他の正会員及び准会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の十四 中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。但し、全国中央会の代議員の選挙については、都道府県中央会及び第七十三条の二十二第三項第三号に規定する農業協同組合連合会は、この限りでない。

第七十三条の十五 中央会は、定款

の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に對抗することが出来ない。

中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課することが出来る。

第七十三条の十六 中央会の会員に対してする通知又は催告については、第三十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

第七十三条の十七 中央会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 経費の分担に関する規定

六 業務の執行及び会計に関する規定

七 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

八 代議員の定数及び選挙に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十三条の十八 中央会に、役員として会頭一人、副会頭一人（全国中央会にあつては、三人以内）、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において選任する。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第七十三条の十九 会頭は、中央会を代表し、その業務を総理する。

副会頭は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会頭を補佐して中央会の業務を掌理し、会頭に事故があるときには会頭の職務を代理し、会頭が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会頭及び副会頭を補佐して中央会の業務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときにはその職務を代理し、会頭及び副会頭が欠員のときにはその職務を行う。

第七十三条の二十 中央会の会頭、副会頭、理事及び監事には、第三十一条の二及び第三十二条並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定を、会頭には、第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条並びに民法第六十一条第一項の規定を、会頭、副会頭及び監事には、民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条の規定を、監事には、第三十三条及び第三十六条、民法第五十九条並びに商法第二百七十八條の規定を準用する。この場合にお

いて、第三十六条中「理事」とあるのは、「会頭、副会頭及び監事」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十一 第七十三条の九第一項第二号の事業を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

農業協同組合監査士は、省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

農業協同組合監査士の選任及び解任は、会頭が副会頭及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

第七十三条の二十二 総会は、代議員をもつて組織する。

代議員は、各々一個の議決権を有する。

代議員は、都道府県中央会にあつては正会議員が選挙した者をもつて、全国中央会にあつては左に掲げる者をもつて充てて、

一 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とする組合（その区域をこえる区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む）であつて第七十三条の十四の規定により選挙権を有する正会議員たるものが選挙した者

二 都道府県中央会の会頭

三 正会議員たる農業協同組合連合会が都道府県の区域をこえる区域を地区とするものごとに、全国中央会の定款で定める理事一人

前項の規定により正会議員が選挙する代議員（以下選挙による代議員

員という）の選挙については、第三十条第四項から第八項までの規定を準用する。

選挙による代議員は、選挙権を有する正会議員たる組合の理事でなければならぬ。

都道府県中央会の代議員の定数は、正会議員の総数のおおむね十分の一を下らないように、定款で定める。

全国中央会の選挙による代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会議員の数のおおむね比例するように、定款で定める。

選挙による代議員の任期は、三年以内において定款で定める。

第七十三条の二十三 中央会の成立の日から一年以内において創立総会が定める期間内は、代議員は、前条第三項の規定にかかわらず、都道府県中央会にあつては創立総会において選任した者をもつて、全国中央会にあつては創立総会において選任した者をもつて、

全国中央会にあつては創立総会において選任した者並びに同項第二号及び第三号に掲げる者をもつて充てて、

前項の規定により創立総会において選任する代議員（以下選任による代議員という）は、正会議員たる資格を有する組合で発起人に対し設立の同意を申し出たもの（全国中央会にあつては、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。）の理事でなければならぬ。

選任による代議員の定数は、創立総会において定める。

第七十三条の二十四 左の事項は、

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 役員の変更

五 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

六 経費の賦課及び徴収の方法

前項第一号から第四号までに掲げる事項は、代議員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

中央会の総会には、第十六条第二項から第五項まで、第三十七條第三項、第四十五條、民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第七十三條の二十四第三項」に於て準用スル同法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十五 都道府県中央会を設立するには都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ発起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の二週間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を招集しなければならない。

前項の発起人の数は、五以上でなければならない。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会二以上を含まなければならない。発起人は、創立総会を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は一部を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を、全国中央会の設立にあつては都道府県中央会の総数の三分の二以上及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合の総数を十分の一以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。創立総会には、第五十八條第五項から第七項までの規定を準用する。

第七十三条の二十六 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、主務大臣の要求があるときは、中央会の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第七十三条の二十七 前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を会頭に引き渡さなければならない。

第七十三条の二十八 中央会は、主たる事務所の所在地において設立

の登記をすることによつて成立する。
第七十三条の二十九 中央会は、左の事由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産
- 解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

中央会の解散及び清算には、第六十九条から第七十二条まで、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二、第五百三十七條、第五百三十七條及び第五百三十八條の規定を適用する。この場合において、第六十九条中「理事」とあるのは、会頭、副会頭及び理事と、民法第七十五条中「前条」とあるのは、農業協同組合法第七十三条の二十九第三項ニ於テ準用スル同法第六十九条」と読み替へるものとする。

「第七章 登記」を「第四章 登記」に改める。

第七十四条第一項及び第二項中「設立の登記」を「組合の設立の登記」に、同条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条第三項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

中央会の設立の登記は、設立の認可があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

中央会の設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 役員の名及び住所
- 五 副会頭又は理事に代表権を与えたときは、その者の氏名
- 六 公告の方法

第七十五条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「前条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第七十六条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第七十四条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第七十七条第一項中「第七十四条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第七十八条及び第八十一条中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第八十二条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第二項中「及び農業協同組合連合会登記簿を」、「農業協同組合中央会登記簿及び農業協同組合中央会登記簿」に改める。

第八十三条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「第六十五条第六項」を「第六十五条第四項」に改める。

第八十四条中「第七十四条第三項」を「第七十四条第五項」に改め、「理事」の下に「中央会にあつては、会頭」を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第七十四条第二項」の下に「又は第四項」を、「理事」

の下に「中央会にあつては、会頭」を加え、同条第三項中「第六十五条第六項」を「第六十五条第四項」に改める。

第八十六条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「裁判所を」を「行政庁」に改める。

第八十八条第一項中「理事」の下に「中央会にあつては、会頭、副会頭及び理事」を加える。

第八十九条第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、同条第二項中「第七十二条」の下に「(第七十三条の二十九第三項において準用する場合を含む)」を加える。

第九十条但書中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第九十二条中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

「第八章 監督」を「第五章 監督」に改める。

第九十三条中「組合」の下に「若しくは中央会」を、「組合員」の下に「(中央会にあつては、会員。以下本章において同じ。)」を加える。

第九十四条第一項中「総組合員」を「その総数」に改め、同条第一項及び第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第九十五条中「当該組合の業務」を「当該組合又は中央会の業務」に、「当該組合に対し」を「当該組合又は中央会に対し、期間を定めて」に改め、同条に次の一項を加える。

組合又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることが出来る。

第九十五条の二を次のように改める。

第九十五条の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることが出来る。

一 組合が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第九十六条中「総組合員」を「その総数」に改め、「総会」の下に「(創立総会を含む。)」を加える。

第九十八条第一項中「第六十八条の場合を除いては、」を「第六十八条及び第七十三条の九第二項の場合を除いては、中央会及び」に改め、同条第二項中「主務大臣の権限の一部は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

「第九章 罰則」を「第六章 罰則」に改める。

第一百零二条第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第一百零一条を次のように改める。

第一百零一条 左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人は、これを二万円以下の過料に処する。

一 法律の規定に基いて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 第十九条第二項の規定に違反したとき。

三 第二十条又は第七十三条の十三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第二十二條第二項後段(第七十三条の十三第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第四十条第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

五 第三十二条(第七十三条の二十)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

六 第三十四条、第三十五条又は第三十六条(これらの規定を第七十三条の二十において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

七 第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項(これらの規定を第七十三条の二十において準用する場合を含む。))の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条第三項若しくは第三十九条第二項(これらの規定を第七十三条の二十において準用する場合を含む。))の規定による閲覧を拒んだとき。

八 第四十九条又は第五十条第二項(これらの規定を第六十五条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

九 第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。

十 第五十四条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十一 第六十四条第五項の規定に違反したとき。

十二 第七十条又は第七十二条（これらの規定を第七十三条の二十九第三項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三 第七十一条（第七十三条の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合又は中央会の財産を分配したとき。

十四 第七十三条又は第七十三条の二十九第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第七十三条又は第七十三条の二十九第三項において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第七十三条又は第七十三条の二十九第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠ったとき。

十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第一百一条の二の次に次の一条を加える。

第一百一条の三 中央会の役員又は職員が第七十三条の九第一項第二号の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを一万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、また同様とする。

第二百二条中「第二項」を「第四項第二項又は第七十三条の四」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

員が第七十三条の九第一項第二号の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを一万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、また同様とする。

第二百二条中「第二項」を「第四項第二項又は第七十三条の四」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農業協同組合法第十條第八項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の同法第十條第一項第九号に規定する農村の生活及び文化の改善に関する事業を主として行つた農業協同組合連合会、改正前の同項第十号の事業を主として行つた農業協同組合連合会及び改正前の同項第九号の事業と改正前の同項第十号の事業とをあわせ行つた農業協同組合連合会には、当分の間適用しない。

3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業協同組合連合会」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

4 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「若ハ貯金通帳」を「貯金通帳、積金通帳若ハ積金証書」に改める。

5 所得税法（昭和二十二年法律第

二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

6 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

第七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加え、第三百四十八条第五項中「連合会」の下に「及び農業協同組合中央会」を加え、第七百四十三条第五号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。

○保利閣國務大臣 ただいま議題となりました農業委員会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

農業委員会法が制定せられてから二年有余、市町村農業委員会及び都道府県農業委員会が発足しましてから二年になん／＼としておりますが、その間農業委員会は、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持、農地等の交換分合、また農業総合計画の樹立及び実施についての建議、諮問答申等、農民の代表機関としての職責の完遂に努めて参つたのであります。しかしながら経済情勢の変遷に即応してその使命を達成いたしますためには、おのづ

からその所掌事務の重点が変化しなければならず、またその事務を完遂するに最も適した構成が考えられなければならぬことは申し上げるまでもないことであります。

このような意味におきまして農業委員会の制度に關しまして、次のような方針で改正を加えることにいたしましたのであります。すなわち第一に、生産技術指導については、現行の農業改良普及制度と相まつて生産技術指導の徹底をはかるために、市町村の農業委員会の書記の一部を技術員に切りかえまして、農業委員会の技術に従事せしめると同時に、改良普及員の事業、協同組合の行つた生産技術指導に協力せしめることといたし、これとともに委員会組織などにつきまして多少の改正を加えました。第二に、農業委員会制度につきましては、それが真に農民、農業の代表機関として自主的にも活動し得るよう、都道府県農業委員会を法人としての都道府県農業委員会とし、これと同時に、第三に全国的組織を結成し得る道を開くことといたしました。以上の考え方に基きまして、本法律案を提案いたす次第であります。

以下本法律案の主要内容について概略御説明申し上げます。

第一は、市町村農業委員会についての改正であります。改正の第一点は、その所掌事務についてであります。その新に技術員が設置されますので、その技術員をして協同組合の事業、農業改良普及員の事業等について協力する点を明確にしたことであります。なお、米穀の生産者別の政府買入れ数量の決定について、従来、市町村長は、個々の委員の意見を聞くこととなつてお

りました点は、委員会そのものの意見を聞くように改めることといたしました。第二点は、選挙による委員の定数につき、現行の十五人を十人から十五人までの間で市町村条例で定めることといたしますと同時に、選挙方法を簡素化したことであります。第三点は、選任による委員を必置の委員といたしました。農業協同組合及び農業共済組合の推薦した理事二人以内、市町村議会の推薦した学識経験者三人以内を市町村長が委員として選任しなければならぬことといたしましたのであります。また委員の任期を現行の二年から三年に改めることといたしましたのであります。

第二は、都道府県農業委員会についての規定の追加であります。現在都道府県にはその附属機関として都道府県農業委員会が置かれていますが、農業及び農民の一般の利益の代表機能を果たすには、行政機関とは別個の人格を持たせる必要がありますので、これにかわり、法人たる都道府県農業委員会を設立することとしたのであります。都道府県農業委員会は、都市単位の代表者會議において農業委員会の委員及び農業協同組合等の理事のうちから互選された者と、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会及び農業協同組合連合会の代表者等をもつて構成するものとす、その業務は、従来都道府県農業委員会が所掌していた事務のほか、米穀の生産者別の政府買入れ数量の決定その他農業及び農民に關し、意見を公表し、行政に建議し、その諮問に答申すること、及び農民及び農民に關する啓蒙宣伝、調査研究を行うこと等であり、国が毎年度予算の範囲内にお

畜農家創設事業」とは、農村大臣の定める有畜農家創設基準に従ひ都道府県が定めた有畜農家創設計画に基づき、農業協同組合その他農業者の組織する政令で定める団体（以下「組合等」という。）が家畜を購入し、又は借り受けて、これを農家に導入する事業をいひ、「有

畜農家創設事業資金」とは、有畜農家創設事業を行うため、組合等が家畜を購入し、又は借り受けるのに要する資金をいう。

(資金の融通のあつた)

第三条 政府は、有畜農家創設事業を行う組合等が当該事業を達成するために必要な資金の融通のあつたに努めるものとする。

(国庫補助)

第四条 政府は、予算の範囲内において、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が有畜農家創設事業を行う組合等に対し、その有畜農家創設事業資金につき年次別に計算した利子相当額の全部又は一部を補助するときのその補助に要する経費

二 都道府県が有畜農家創設事業を行う組合等に対し当該事業のために貸し付ける家畜を購入するときのその購入代金につき年次別に計算した利子相当額の経費

第五条 前条の規定により政府が都道府県に対して交付することができ補助金の額は、都道府県別、乳牛、役肉用牛、馬及びめん羊別並びに年次別に、農林大臣が定める金額の範囲内で組合等又は都道府県が家畜の購入又は借受に要した資金の百分の七十に相当する金額につき、政令の定めるところにより年五分の割合で計算した金額を限度とする。

第六条 政府は、都道府県が、組合等に有畜農家創設事業資金を融資する農業協同組合、農業協同組合

連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関又は有畜農家創設事業を行うため農家に家畜の購入若しくは借受に要する資金を融資する組合等(以下「融資機関」という。)と当該融資をすることによつて融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を結び損失補償を行うときは、当該都道府県に対し、その損失補償に要した金額の二分の一に相当する金額を補助する。

2 前項の損失補償契約は、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額を損失とし、融資機関ごとに、当該融資機関がした融資(この融資元本(農家に融資する融資機関にあつては当該融資の総額)のうち当該融資に係る有畜農家創設事業資金の百分の七十をこえない金額についてその百分の三十に相当する金額をその損失補償の限度とするものに限る。

3 第一項の契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残

額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

4 第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る融資の総額は、毎年予算でその限度を定め、都道府県ごとの当該補助に係る融資の総額は、予算の限度内で農林大臣が定める。

(政府への納付金)

第七条 前条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第三項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打ち又は返還)

第八条 政府は、都道府県がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき又は当該都道府県と第六條第一項の契約を結んだ融資機関が同条第三項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年年度において、第六條第一項の規定により政府が都道府

府県に対し補助する場合における当該補助に係る融資の総額は、同条第四項の規定にかかわらず、十二億円を限度とする。

3 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「家畜の改良又は増殖」を「家畜の改良、増殖又は有畜農家の普及」に改める。

第三条第七号中「改良又は」を「改良若しくは」に、「無償貸付を受けた者又は飼育管理の委託を受けた者」を「無償貸付を受け、若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜農家の普及を図るため無償若しくは低利貸付を受けた者」に改める。

第八条を削る。

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

共同して行う土地改良事業(第九十条第九十六條の三)

第五条の見出しを「(設立準備)」に改め、同条第一項中「その地域について土地改良区を設立することについて予備審査を都道府県知事に申請することができる。」を「都道府県知事の認可を受けて、その地域について土地改良区を設立することができる。」に改め、同条第二項中「同項の規定による申請」を「同項の認可の申請」に改め、同条第四項を削る。

第六条の見出しを「(事業の適否の認定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

かんがい、排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを行う土地改良区の設立の場合を除き、前条第一項の者が同項の認可の申請をするには、同条第二項の規定により同意を得た後、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき、都道府県知事に申請して、適否の認定を受けなければならない。

第六条第二項中「前項の審査に当たつては、」を「前項の規定による申請があつたときは、」に、「事項」を「土地改良事業につき」に改め、同条第三項中「事項」を「土地改良事業」に改め、同条第四項を次のように改め、第五項及び第六項を削る。

4 都道府県知事は、第二項の報告に基づき、第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要についてその適否を決定し、その

第一類第九号 農林委員会議案第十五号 昭和二十八年七月八日
旨を当該申請人に通知しなければならぬ。
第七條第一項を次のように改める。

第五條第一項の者は、前條第四項の規定によりその申請に係る土地改良事業の計画の概要を適当とする旨の通知を受けたとき（かんがい、排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを行う土地改良区の設立の場合にあつては、第五條第二項の規定による同意があつたとき）は、省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、同條第一項の認可を申請することができる。
第七條第二項中「同條第一項の規定による申請に係る」と同項の規定により同意を得た」と改める。

第九條第一項中「当該土地改良事業の利害關係人」を「当該土地改良事業に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に關し権利を有する者（以下「利害關係人」という。）」に改め、同條第三項中「第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項」を「第七條第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」に改める。
第十六條第一項第六号中「選任」を「選挙」に改める。
第十八條第二項中「二人以上の偶数」を「二人以上」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会で選挙する。但し、土地改良区設立当時の役員は、第七條第一項の申請人及び第五條第二項の同意者のうちから申請人が選任する。

第十八條第十一項中「理事」を「役員」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第十項を同條第十一項とし、同條第九項中「理事の氏名」を「役員が就任し、又は退任したときは、その氏名」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項中「理事又は選挙による監事」及び「理事又は監事」を「役員」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項中「理事及び選挙によるべき監事」を「役員」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「理事及び選挙による監事」を「役員」に、「二年」を「二年」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区の理事の定数の少くとも五分の四、監事の定数の少くとも二分の一は、組合員でなければならない。

第二十條中「使用人」を「職員」に改める。
第二十三條第一項中「五百人」を「三百人」に改め、同條第二項但書を次のように改める。

但し、組合員の数が千人未満の土地改良区にあつては四十人以上、千人以上五千人未満の土地改良区にあつては六十人以上、五千人以上一万人未満の土地改良区にあつては八十人以上、一万人以上

の土地改良区にあつては百人以上でなければならない。
第二十三條第九項中「規定の下に（第三十一條第二項から第六項までの規定を除く）」を加える。
第二十九條第一項に次の但書を加える。

但し、土地原簿については、その一部を都道府県知事の承認を受けて主たる事務所以外の場所に備えておくことができる。
第二十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條中同項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項但書の承認をしたときは、遅滞なく、当該承認に係る事項を公告しなければならない。
第二十九條の次に次の一條を加える。

（役員の改選請求）
第二十九條の二 役員は、総組合員の五分の一以上の請求により、任期中でも総会において改選することができる。

2 前項の規定による請求は、役員が職務の執行に關し法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反したことを理由とし、且つ、当該役員についてでなければ、することができない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を土地改良区に提出してしなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があつたときは、土地改良区は、総

会の会日から五日前までに、当該役員に対し、その書面の写を送付し、且つ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。
第三十條第一項第九号中「第九十條第一項」を「第九十三條」に改め、同項第十号を削る。
第三十一條第四項中「代理人は、」の下に「その組合員と同居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同條第五項中「二人」を「四人」に改める。

第四十一條第一項中「債務」を「経費」に改め、同條第二項中「前項」を「同項」に改める。
第四十六條の見出し中「税務署長」を「登記所」に改め、同條第一項及び第三項中「所轄税務署長」を「管轄登記所」に改める。

第四十八條第二項を次のように改め、第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

2 土地改良区は、土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行うおうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内にある土地にいつての組合員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第六十六條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、編入すべき土地に国有地又は国若しくは地方公共団体の公用若しくは公共の用に供している土地を含むときは、土地改良区は、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認を受けなければならない。

第六十八條に次の一項を加える。
2 清算人については、第十八條第十項から第十二項までの規定を準用する。

第七十四條第一項中「第五條」を「第五條第一項の認可」に改め、同條第二項中「第五條第一項」を「第七條第一項」に改める。
第七十九條第一項第六号中「選任」を「選挙」に改める。

第八十條第一項中「所屬土地改良区」の下に「それぞれの定款の定める手続に従い」を加える。
第八十二條を次のように改める。

（役員）
第八十二條 役員は、定款の定めるところにより、総会で選挙する。

但し、土地改良区連合設立当時の役員は、第七十四條第一項の者の互選により選任する。

2 土地改良区連合の理事の定数の少くとも五分の四、監事の定数の少くとも二分の一は、議員でなければならない。

第八十六條第一項中「国営土地改良事業」の下に「又は都道府県営土地改良事業」を加える。
第八十六條第二項中「第六條第二項から第六項まで」を「第六條第二項及び第三項」に改め、同條第三項中

「又は当該関係都道府県知事を削り、前項において準用する第六条第六項を前項に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、前項において準用する第六条第二項の報告が提出されたときは、遅滞なく、その旨を公告し、十日以上の相当の期間を定めてその報告及び前条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を記載した書面を縦覧に供しななければならない。

4 当該土地改良事業の利害関係人及び前条第一項の申請人は、前項の縦覧期間内に、都道府県知事に對し、同項の規定による縦覧に係る事項についての意見を提出することができる。

5 都道府県知事は、第二項において準用する第六条第二項の報告に基き、前項の意見を参しやくして、前条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しななければならない。

第百八十七條第一項中「前条第三項」を「前条第六項」に、「同条第一項」を「同条第五項」に改め、「農林大臣又は都道府県知事は」の下に「（その決定に係る都道府県土地改良事業の地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合に於ては、当該関係都道府県の知事がその協議により）を加え、同条第五項を次のように改め、同条第七項及び第八項を削る。

第一類第九号

農林委員会議録第十五号 昭和二十八年七月八日

事は（その申立に係る都道府県土地改良事業の地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合に於ては、当該関係都道府県知事がその協議により）、第八條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならぬ。

第八十七條の次に次の二条を加える。

「申請によらない土地改良事業」第八十七條の二 国又は都道府県は、第八十五條第一項の規定による申請によつて行ふ土地改良事業の外、土地改良事業計画を定めて左に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六條第一項の規定により、農地法第四十四條第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。）についての第二條第二項第三号に掲げる事業

二 国又は都道府県は、前項の規定により土地改良事業を行う場合に於て、同項の事業に附帶して、その事業の施行に係る地域の近傍の土地について第二條第二項第一号又は第三号に掲げる事業を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるときは、第八十五條第一項の規定によ

る申請がない場合でも、その土地について、土地改良事業計画を定め、これらの事業を行うことができる。

3 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

4 第二項の場合には、第八條第二項及び第三項並びに前条第三項から第六項までの規定を準用する。

（計画の変更）第八十七條の三 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県土地改良事業の計画（前条第一項の規定により定めたるものを除く。）につき省令で定める重要な部分を変更しようとする場合には、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の要領その他必要な事項を公告して、土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

2 前項の場合には、第八條第二項及び第三項並びに第八十七條第三項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による計画の変更が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七條第三項から第五項までに規定する手続を省略することができる。

第八十八條中「災害のため」を「第八十五條から前条までに規定するものの外、災害のため」に改め、「前条の規定にかかわらず、」を削り、「事業の工事に着手する」を「事業を行う」に改める。

第九十條第四項中「第八十七條第七項」を「第八十七條の二第一項」に、「その徴収を受けるべき者」を「その徴収を受けるべき者の三分の二以上」に改め、同条第五項中「前項に規定する場合を除いて、」を削り、同条第六項中「第八十七條第七項又は第八十八條の規定による国営土地改良事業に係るものを除いて、」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならない。

第九十五條第一項及び第二項を次のように改める。

2 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行うとする場合は、第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、農業協同組合又は農業協同組合連合会に於ては、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七條第三項から第五項までに規定する手続を省略することができる。

第九十五條中第五項を次のように改め、第六項を削る。

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第二項の同意をした者を除く。）に對抗することができない。

第九十五條の次に次の一条を加える。

（土地改良事業の変更等）第九十五條の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更しようとする場合には、省令の定めるところにより、（農業協同組合又は農業協同組合連合会に於ては、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七條第三項から第五項までに規定する手続を省略することができる。）を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

につき省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、同項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内にある土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得、且つ、農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「組合員を除く。」とあるのは、「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第九十五条の二第二項の同意をした者を除く。」と読み替へる。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 市町村の行う土地改良事業

第九十六条の二 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 市町村は、土地改良事業を行うとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定め、当該事業計画の概要その他必要な事項を公告し

て、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、且つ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3 前項の場合には、第六條から第九條まで及び第十條第一項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、前項において準用する第六條第四項の規定により決定する場合（当該市町村が行おうとする土地改良事業が、かんがい、排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八條第一項の規定により決定をする場合）において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第三項において準用する第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第九十六條の三 前條の規定により行う土地改良事業には、第三十六條、第四十六條から第五十五條まで及び第五十八條から第六十五條までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定款」とあるのは「条例」と、「組合員」とあるのは「市町村の行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條の資格を有する者」と、「総会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替へる。

第九十九條第三項及び第五項中「六十日」を「三十日」に改める。

第一百條第二項中「及び農地法第三條第二項第六号」を並びに農地法第三條第二項第六号及び第十五條に改め、同條に次の一項を加える。

8 交換分合計画に基く土地についての所有権の移転により、農地法第六十一條の規定により売り渡された土地を取得した者は、同法第七十二條の規定の適用については、同法第六十一條の規定による売渡を受けた者とみなす。

第一百十六條及び第一百十七條中「第九十六條の下に」及び第九十六條の三を加える。

第一百十八條第一項第一号中「若しくは都道府県を、都道府県又は市町村」に改め、同條第四項中「若しくは都道府県を、都道府県若しくは市町村」に改め、同條第五項中「当該事業の施行に係る地域」を「当該事業に係る土地」に改め、「土地台帳若しくは家屋台帳の所管庁」を削り、同項を同條第六項とし、同條中第三項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による通知をすることができない場合には、省令の定めるところにより、公告をもつて通知に代へることができる。

第一百十九條及び第二百一十一條中「都道府県」の下に「市町村」を加へる。

第二百一十二條第二項中「第四十八條第七項、第八十七條第三項、」を「第四十八條第五項（第九十五條の二第三項及び第九十六條の三において準用する場合を含む。）、第八十七條第三項（第八十七條の二第四項及び第八十七條の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「同條第五項において準用する場合を含む。」を「第九十六條の二第五項」に改め、同條第三項中「第六十一條第三項及び」を削る。

第二百二十四條中「第八十五條及び第八十六條を」第八十五條から第八十七條まで」に改める。

第二百三十二條の見出しを「報告の徴収及び検査」に改め、同條中「報告を徴収するを」報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査する」に改める。

第二百三十三條の見出し及び同條第二項を削る。

第二百三十四條中「前條」を「前二條」に改め、同條に次の二項を加える。

2 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

3 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第三百三十六條第二項中「第四十八條第二項及び」を削る。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行前に土地改良法第五條第一項の規定によつてした申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に土地改良法第四十八條第二項の規定による会議の議決を経た新たな土地改良事業の施行、土地改良事業の廃止又は土地改良事業計画の変更については、改正後の同項の規定による同意があつたものとみなす。

4 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第一項の規定によつてした申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第五項において準用する同條第一項の規定によつてした申請に係る規約若しくは土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の手續については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際、現に農業委員会、土地改良区又は農業協同組合が縦覧に供している交換分合計画書又はその写に係る縦覧期間については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に土地改良法第九十九條第三項（同法第一百條第二項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会の同意を求めている交換分合計画についての同項但書の規定の適用に

つては、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際、現に土地改良区又は土地改良区連合の役員である者（次項に規定する者を除く。）の任期については、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際、現に都道府県知事の任命に係る土地改良区又は土地改良区連合の監事である者は、その任期中在任するものとする。但し、その任期が昭和二十九年三月三十一日までに満了しないものの任期は、その日において満了するものとする。

○保利國務大臣 有畜農家創設特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

農業経営の合理化をはかり、農業生産力を高めるためには、農家に家畜を導入し、有畜農家を普及徹底させることが最も有効適切な措置であります。これは、いまだ申し上げるまでもないことでありまして、このために政府におきましては、すでに御承知の通り、昭和二十七年から有畜農家創設要綱を定め、農業協同組合等に対する家畜導入資金の融通のあつせんと、これに対する利子補給を行うことによりまして、有畜農家の創設を計画的かつ効率的に推進して参つたのであります。しかしながら、過去一年における経験に徴してみますと、右の措置のみでは、信用力の低い組合につきましては、思うように融資が受けられない事態も出て参つてゐるのであります。これらの障害を除去して、有畜農家創設事業の所期の目的を達成いたしますためには、家畜導入資金を融資する金

融機関に損失補償を行うことにより、金融機関が安心して融資することができるよう制度を確立する必要があると思ふのであります。しかしながら、実際問題といたしましては、このような損失補償制度が設けられなくても、なおかつ融資を受けることが困難な組合もあろうかと考えられるのであります。このような場合には、すでに多くの都道府県において実施いたしておりますような、都道府県がみずから家畜を購入しこれを貸し付ける制度を奨励いたしますことが必要な措置であると考えらるべきであります。また新品種の家畜を集团的に導入しようとするような場合には、相当の危険なり負担が伴いますので、以上の諸措置のみでは十分にその成果を期待し得ないと考えられるのであります。特に国で種畜以外の家畜についても、これを購入して貸し付けることができるような制度を設ける必要があると思ふのであります。かくて有畜農家創設事業も制度的に一応整備いたし、所期の目的も十二分に達成できるものと確信いたすものであります。

本法案は、以上の考え方を骨子としてゐるのであります。以下本法案の内容を簡単に申し上げます。第一、国が有畜農家創設事業に必要な資金の融通のあつせんに努めること、第二、国が家畜導入資金についての利子補給を助成すること、第三、国が家畜導入資金についての損失補償を助成すること、第四、都道府県有家畜の貸付を奨励すること、第五、国有家畜の貸付の道を開くこと、の五点であります。

以上のような理由によりまして、この法案を提出いたしました次第であります。

また、本法案につきましては、前国会におきまして各派共同提案により御審議中のところ、会期の関係上審議未了に終つたことはすでに御承知のこととであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

次に土地改良法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。

土地改良法は、昭和二十四年八月施行以来すでに三年有余の年月を経過いたしました。その間に旧来の普通水利組合、耕地整理組合及び北海道土功組合は、それ／＼土地改良法に基づく土地改良区に組織がえをいたし、新しい組織の下に灌漑排水施設、農業用道路の整備、農地の区画整理、農地の集団化、農地の造成及び保全並びにその災害復旧等の土地改良事業を実施して参つたのであります。しかるにその後の土地改良法の運営実施の状況を見てみますると、あるいは土地改良事業の実施手続の面でやや形式的煩瑣にすぎ、あるいは法律実施上不備であると考えられる点が出て参つて来たのであります。土地改良事業の円滑な実施をはかるため、この際土地改良事業の実施手続の簡素化をはかり、また土地改良法上の不備を是正いたしまして、土地改良事業を一層円滑に推進することの必要が痛感されるに至つたのであります。このことがこの改正法律案を提出いたしました根本的な理由であります。

次に改正法律案の主要な内容について御説明申し上げます。第一は、土地改良法の設立手続を簡素化したこととあります。すなわち従来土地改良区を

設立するには、土地改良事業計画の概要、定款の基本事項等につきまして、都道府県知事が本審査と予備審査との二段階の審査をするという手続をとつて来たのであります。本改正法律案では、農業水利施設等の維持管理のみを行う土地改良区の設立につきましては、予備審査の手続を廃止し、本審査のみで土地改良事業計画及び定款の審査をいたすこととし、灌漑排水施設等の工事を行う土地改良区の設立については、予備審査にかえて、土地改良事業計画のみを純粹に技術的な見地から審査して、事業の適否の認定をいたすこととし、都道府県知事の行う縦覧公告、利害関係人の意見の申立て等の諸手続を省略して、手続を簡略化したこととあります。

第二に、役員につきましては、新たに組合員以外からも練達の人を役員として置くことができることとする。ことに、従来の都道府県知事の任命による監事を廃止して、役員を選任はすべて選挙によることとしたこととあります。

第三に、農地法の規定に基づき買収した土地等につき国または都道府県が開田をした場合は千分をいたす場合に、その事業とあわせてその近傍の民有地について灌漑排水事業または開田事業を行うことが事業の効率を高め、農業経営の合理化に寄与すると認められるときは、申請がなくても国または都道府県が積極的に農民の同意を求め、その民有地について土地改良事業をなし得る道を開いたこととあります。

第四に、国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画につきまして、新たに計画を変更し得る道を開いて、事業の一層合理的な実施を期した次第であります。

第五に、従来の国、都道府県、土地改良区、農業協同組合の行う土地改良事業のほか、新たに市町村も一定の手続を経て土地改良事業を行ひ得ることとし、土地改良事業の一層の進捗を期したことであります。

なお、以上のほか、總代の定数、役員監督等につきましても、それ／＼所要の改正を加えました。

以上が本法案提案の理由とその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成を賜わらんことを切望する次第でございます。

○井出委員長 それでは、ちよつと速記をとめてください。

（速記中止）

○井出委員長 速記を始めて下さい。引続きこれより先般来延期いたしておりました農林大臣の農政に関する所信を承ることにいたします。保利農林大臣。

○保利國務大臣 先般も申し上げましたように、農林行政の基本施策につきましては、前農林大臣がきわめて最近示されましたところをおおむね踏襲いたして参る所存でございます。

なお肥料対策についてこの場合申し上げますれば、肥料対策委員会の答申がございました。従ひまして、この答申の趣旨に基づきまして、可及的すみやかに肥料の需給並びに価格に関しまする措置を講じたいと考えております。すなわち確安につきましては、法的根拠によりまして、その生産費を調査いたし、その実態の把握に努めまして、公正妥当な基準に基づく国内価格を定め、また価格引下げのための確安工業

の合理化を強力に推進いたしますと、もに、肥料の需給に關しましては、その需給計画を明らかにいたし、内需及び輸出の調整措置について特に意を用いて参る所存でございます。

次に災害対策でございますが、先般の凍害害につきましては、病虫害防除の助成、被害農家の再生産を維持するための営農資金の確保に關する措置を講じたのでございますが、五月、六月の風水害、及び引続きましてこのたび北九州を襲いました水害に對しましては、とりあえず被災者に對して食糧給与の緊急対策を行い、また苗しろ対策等緊急の災害対策を講じますとともに、さらに被害概況を至急に調査いたしまして、その対策につきまして、災害復旧対策はもちろん、種子対策、肥料、農薬対策、家畜防疫対策、営農資金の確保対策、食糧の貸付制度等万全の措置を講じて参りたい所存でございます。

か、通俗的と申しますか、どういふようにお考えでございますか、御説明を承りたいと思ひます。

○吉川(久)委員 日本食糧の自給度を高めよう、食糧の増産をいたしたいと考えておられるは、ひとしくこの二重価格の問題を論じているわけでございますが、ひとり私ども改進黨だけが言っているわけではございません。しかし國民の多くはこのことを、新聞では見ますけれども、内容がつまびらかでないのといふ誤解を生じております。この食糧増産確保を強く御主張なさいます農林大臣は、二重価格制といふものがいかなるものであるかといふことと、これは、ひとつこれからでもおそくはございませぬから、御勉強をおきを願ひたいと思ひます。これは私の立場から説明する必要はございませぬが、一本価格に對して二本建の価格を二重価格と言ふので、その一本価格といふのは、生産者価格に對して、政府がただいま管理をいたしておられますから、管理諸費用に配給者のマージンといふものです。かゝるようなものをアラスしたものを消費者価格にするのがこれ一本価格なんです。それを少しでも割れば二重価格といふことになるわけでありませぬ。われわれはそういうふうに考へる。そこで、先だつて農林大臣が麦価の決定に對しての経緯を當委員會において御報告になりましたそのときに、二重価格制ではない、現行の制度、従来のやり方、この基本の上に立つてこのように麦価を決定したのであるといふことを、そこへ参りますと特に大臣は力を入れておつしやつておりました。私は実は不思議な感じを抱きながら承つていたのでございませぬが、これがとりもなおさず二重価格な

のでございませぬ。だから大臣はえらいむずかしくお考えにならなくて、麦価決定に際しても、われわれは十分なる二重価格制ではない、理想的な二重価格制ではないけれども、二重価格制の一步を踏み出したのであるといふように、すなおにおつしやつてしまふべきではないかと私は何つていたのでありますが、御所見はいかがでありますか。

○吉川(久)委員 麦価決定にあたりまして、今後の米の価格決定にあたりまして、生産者の価格と消費者の価格の間に在庫より補給するものがない場合には、これは二重価格制ではないのです。しかし政府がそこで幾ばくかの負担をするといふことになると、これは最初に大臣が、生産者から高く買つて、消費者に安く売るといふ方式になるわけでございますから、これは大臣、何とおつしやいまして、二重価格制のことなんぞでございます。そういうふうに御了解くださいましたら、これは池田政調會長から説明をお聞きにならずとも、二重価格制といふものがよくわかりださうと思ふ。そういうふうにひとつ御了解をいたして、今後の米価決定にあたりまして、そのお考え方で進められんことを望みます。

しませんが、次に何か輸入米をできるだけ減して、高い輸入米をなるべく減して、これを麦に切りかえて、二十億ばかり浮かしたいといふようなことを、前の内田農林大臣はおつしやつておりました。大蔵大臣も財政演説のときにこのようなことをおつしやつておりましたが、これをやりませぬ、われわれ貧乏人の一番経済的な食生活は、米を中心とする食糧生活なんです。ところが食糧を、主食の米をできるだけ輸入を減らして麦にかえて行くといふことは、これは貧乏人にはとても耐えられない、實際は副食物等の費用がかさみますから、これは貧乏人にはまねのできないことになるのです。こういうようなことをお考えの上で、一体米の輸入を削減して麦に切りかえて行くといふようにお考えなのか、それともただいま畜産振興の問題に對しての御所見も伺ひましたけれども、そういうたような総合食糧の確保のために格別の施策をやるんだ、そうして総合食糧確保のためにやつた結果が、麦を主食とするところの食生活に切りかえて行つても、米を中心とするところの食生活よりも比較的安上りな食生活ができるんだ、というふうなお見通しを持つておいでになるとするならば、それでけつこうでございますが、それならば具体的にその総合食糧確保にいかなる施策をおやりになるか、その点を具體的にひとつ御説明を願ひたい。

○保利國務大臣 あるいは訂正しなければならぬかと思ふのですけれども、率直に私の承知しておりますところを申し上げます。なるほど麦食が奨励せられ、そして食生活が改善せられて参

○井出委員長 ただいまの御説明に對し質疑を行います。吉川久衛君。

○吉川(久)委員 本日の農林大臣の基本的施策の説明を伺うことを待望いたしていただけてございませぬ。しかしながら、同僚議員が大臣に對して質疑をいたしたいといふことで殺到をいたしておりますので、私は遠慮いたしまして、きわめて簡単に数点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○保利國務大臣 私は、二重米価の主張をとつておりませぬから、従つて自分の主張として二重米価に對する根拠といふものは持たない。あなたの方では二重米価政策を持つていらつしやるから、その根拠を十分持つておられると思ひますが、ただ概念的に二重米価は何だと言われれば、農家の生産費あるいは再生産を確保するその価格では消費者が負担に耐えかねる、買い切れぬ、そういう場合に、消費者に對して農家が売り渡す価格以下で売り渡すといふことが二重米価だと私は考へておるわけでも、きわめて御不満であらうと存じますけれども、私もそれはそ

ういふふう理解をいたしておりました。

○吉川(久)委員 日本食糧の自給度を高めよう、食糧の増産をいたしたいと考えておられるは、ひとしくこの二重価格の問題を論じているわけでございますが、ひとり私ども改進黨だけが言っているわけではございません。しかし國民の多くはこのことを、新聞では見ますけれども、内容がつまびらかでないのといふ誤解を生じております。この食糧増産確保を強く御主張なさいます農林大臣は、二重価格制といふものがいかなるものであるかといふことと、これは、ひとつこれからでもおそくはございませぬから、御勉強をおきを願ひたいと思ひます。これは私の立場から説明する必要はございませぬが、一本価格に對して二本建の価格を二重価格と言ふので、その一本価格といふのは、生産者価格に對して、政府がただいま管理をいたしておられますから、管理諸費用に配給者のマージンといふものです。かゝるようなものをアラスしたものを消費者価格にするのがこれ一本価格なんです。それを少しでも割れば二重価格といふことになるわけでありませぬ。われわれはそういうふうに考へる。そこで、先だつて農林大臣が麦価の決定に對しての経緯を當委員會において御報告になりましたそのときに、二重価格制ではない、現行の制度、従来のやり方、この基本の上に立つてこのように麦価を決定したのであるといふことを、そこへ参りますと特に大臣は力を入れておつしやつておりました。私は実は不思議な感じを抱きながら承つていたのでございませぬが、これがとりもなおさず二重価格な

のでございませぬ。だから大臣はえらいむずかしくお考えにならなくて、麦価決定に際しても、われわれは十分なる二重価格制ではない、理想的な二重価格制ではないけれども、二重価格制の一步を踏み出したのであるといふように、すなおにおつしやつてしまふべきではないかと私は何つていたのでありますが、御所見はいかがでありますか。

○保利國務大臣 力を入れて申し上げましたかどうか、私どもは麦の価格決定にあたりまして、二重米価価格制へ一步を踏み込むといふ考えのもとには出ておりませぬ。あくまでも現行制度の上に立つて、正しい、今年の特産な生産事情等を考慮いたしまして、決定いたしたいと存じております。

○吉川(久)委員 麦価決定にあたりまして、今後の米の価格決定にあたりまして、生産者の価格と消費者の価格の間に在庫より補給するものがない場合には、これは二重価格制ではないのです。しかし政府がそこで幾ばくかの負担をするといふことになると、これは最初に大臣が、生産者から高く買つて、消費者に安く売るといふ方式になるわけでございますから、これは大臣、何とおつしやいまして、二重価格制のことなんぞでございます。そういうふうに御了解くださいましたら、これは池田政調會長から説明をお聞きにならずとも、二重価格制といふものがよくわかりださうと思ふ。そういうふうにひとつ御了解をいたして、今後の米価決定にあたりまして、そのお考え方で進められんことを望みます。

しませんが、次に何か輸入米をできるだけ減して、高い輸入米をなるべく減して、これを麦に切りかえて、二十億ばかり浮かしたいといふようなことを、前の内田農林大臣はおつしやつておりました。大蔵大臣も財政演説のときにこのようなことをおつしやつておりましたが、これをやりませぬ、われわれ貧乏人の一番経済的な食生活は、米を中心とする食糧生活なんです。ところが食糧を、主食の米をできるだけ輸入を減らして麦にかえて行くといふことは、これは貧乏人にはとても耐えられない、實際は副食物等の費用がかさみますから、これは貧乏人にはまねのできないことになるのです。こういうようなことをお考えの上で、一体米の輸入を削減して麦に切りかえて行くといふようにお考えなのか、それともただいま畜産振興の問題に對しての御所見も伺ひましたけれども、そういうたような総合食糧の確保のために格別の施策をやるんだ、そうして総合食糧確保のためにやつた結果が、麦を主食とするところの食生活に切りかえて行つても、米を中心とするところの食生活よりも比較的安上りな食生活ができるんだ、というふうなお見通しを持つておいでになるとするならば、それでけつこうでございますが、それならば具体的にその総合食糧確保にいかなる施策をおやりになるか、その点を具體的にひとつ御説明を願ひたい。

○保利國務大臣 あるいは訂正しなければならぬかと思ふのですけれども、率直に私の承知しておりますところを申し上げます。なるほど麦食が奨励せられ、そして食生活が改善せられて参

るのを理論的に、また實際的に申し上げます。

○保利國務大臣 あるいは訂正しなければならぬかと思ふのですけれども、率直に私の承知しておりますところを申し上げます。なるほど麦食が奨励せられ、そして食生活が改善せられて参

りますためには、むろん米ばかりにたよらないでというその気持が第一でございませうけれども、お話のように、米を食べるも麦を食べるも、生活負担の上からいつて大したかわりはないんだというところまで、全体に、蛋白質、脂肪いわゆる牛乳であるとか肉であるとかいうようなものが、豊富低廉に一面から供給せられ、そうしてわが国の米麦の食糧事情を一般がよく理解して、そしてともに食生活が改善せられて行くということになれば、ただいまのお話のように、やはり米を食った方が経済的だということが端的に現われて参りますれば、なか／＼麦食麦食と申しまして、簡単に行かないことは、もうお話の通りであると思ひます。そこでそれじゃ、そういう事情にあるにもかかわらず、外米の輸入を差控えて、麦の方にウェットを置いて行くことということは、私は少し異な感じがいたします。と申しますのは、やはり今日の現行管理制度のもとにおきます米を確保いたします上から、最小限一体だけ米があればよろしいか、むろん内地の豊凶によりますから、決定的には絶対的なことは申されませんけれども、おおよそ昨年くらいは供出を、いろいろ手段をもつて得られるとして、一体配給を確保して行くためにどのくらいいるのか、それから割出してみますれば、少くとも六百三、四十万石の外米の輸入ということはどうしても確保しなければならぬという、その上に立ちまして、九十万トンの輸入計画を立てているわけでございます。従いまして私の申し上げておることは、私の承知しておる限りは間違いないと存じます。従いまして、外米

を必要以上に輸入を押えて、小麦をいれたいは麦を入れる、麦にかえるという考えは持つておらないのであります。

○吉川(久)委員 それは農林大臣のお言葉とも聞えませんが、これは重大な問題であります。これは予算に出てくるのです。それから大蔵大臣は、財政演説においてこれをはつきり強調しておいでになるのをごさいます。ですから、農林大臣と大蔵大臣とは所見を異にするということになりますと、これはもう閣内の不一致で、たいへんなことになりまして、私は吉田内閣を倒そうなんというところは考えておりませんが、ひとつ十分連絡をとつて、もう少し大臣ひとつ御勉強をお願いいたします。これは博覧の大臣に私が申し上げるまでもございませうが、私の戦前の調べによりまして、景気の悪いときは景気になつて参りますといふ米が必要とされるのです。それはどういふことかといふと、いい米だと副食物がいらなから副食物が割合に高くとも、それが買えるような好景気の時代には、米の良、不良は問わない、その需給の関係をみただけでも、やはり日本の国民が、生活が苦しくなつて来れば、米にたよろうという意欲は強くなつて来るのであります。そのときに麦に転換をして二十億を浮かそうという、これはもう予算書にはつきりしてあります。これはひとつ御勉強を願わなければならぬ。その上でひとつ大臣のこの問題についての御所見を伺つてみたいと思ひます。きようはそれは保留にいたしておいてけつこうでございませう。その次に、先ほどの土地改良法の一

部改正に伴う法律案の問題に關連を持つておりますが、食糧増産はもう絶対的な要請でございませう。そのために政府もたいへん御苦労なさつておいでになることはよくわかりませう。また今度の土地改良法の一部改正についても、こまかい配慮がされておることよくわかりませうけれども、ただいままでのような土地改良事業の取扱ひ方では、食糧増産にはなかつた、具体的な効果が現われて参りません。そのために、内田前大臣はこれにつきましては、増産の基盤である土地条件の整備をはからなければならぬ、特に土地改良事業を効率的に実施して、その効果を明らかにする確実な手段を講じたいと思ひ、こういうことを言つておいでになつたのであります。ところが、内田大臣のそれに対する具体的な施策を伺わないうちに御引退になつてしまひました。この効果を明らかにする確実な手段といふものは、一体どういふことなのか。これについて大臣おわかりにならないといけませんから、暗示的に私は一例を申し上げてみたい。ただいまのように、大きな団地でなければこれを許可しない、土地改良事業として認めないといふことでなくて、ほんとうの食糧増産にはそれが必要であるけれども、もつとときわめて山間の小さな団地についても、簡単な手続によつて土地改良が行われるというようなことが、食糧増産に非常に好影響があるの

でございませうが、こいつた問題については、大臣はどういうふうにお考えでございませうか。すなわち、土地改良の助成の面積のわくと助成の対象のわく、それからそれに対する手続の簡素化というような問題について、どうい

うふうにお考えでございませうか。

○保利國務大臣 食糧の逼迫から絶対量をふやしますためには、領土を失つて、狭隘な土地に押し込められてしまつたこの戦後の実情からいたしまして、まず何よりも耕地の造成、改良、従つて大規模なところから取上げて行くという占領時代のあれが、今日までどれくらい続いておりますか。私といたしましては、私も農村に育つて参りましたので、ただいまお話の通り、三町歩、五町歩の小規模なもので、そこへちよつと手を加えればただちにその増産の効果が上る、そういうものが今日までなおざりにされて来ておつたといふことは、非常に遺憾だと思つております。従いまして、これはそういう小規模の土地改良といふことは、端的な食糧増産を伴うものでございませうから、ぜひひとつできるやうにやらなければならぬ、私はそう考へております。同時にまた、食糧増産計画は、まだ具体的に詳細に検討いたしておりませんけれども、感じを率直に申し上げますと、土地改良等によつて耕地の生産力が一変して来る、地力と申しますか、生産力が非常なかわり方をして行くのにかかわらず、これに伴うところの耕作技術と申しますか、これが伴つて行かなければ増産の実を上げることができないやないか。そういう意味で、土地改良と耕作技術というものが改良せられた、宝の土地が十分に生産力を発揮するように、何かそこ

に総合計画の必要があるのじやないかといふふうには私は考へて、少し力を入れてみたいと考へている次第でございませう。

○吉川(久)委員 私はその次に、最近農地開放の結果、農村においては一時農地開放の理想に近いところまで耕地が開放されて、所期の目的を達成しつつあるかのごとく見えたのでございませうが、最近の経済界の情勢その他の事情で、また土地がある特定の人に集められていふような傾向がございませう。また政府の今日まで行つたところの米価政策等にもその原因があるのをごさいますけれども、富農と貧農との差が著しく現われて参つております。そのために自作農の創設は相当程度達成したけれども、逆に自作農が再び小作人に転落してゐるということが顯著に現われて来ているのです。これを防ぐために、自作農の維持育成というやうな問題について、ただいままで何つて来た大臣の基本施策にはございませう。新農林大臣は、この自作農の維持育成についてどういふやうな基本的な御所見を持つておいでになりますか、伺ひます。

今度は各法案ごとになれ／＼は具体的な御質問をいたしますから、そのときに満足行くような御答弁をお願いしたいと思います。ただいままでのところ、どうも御就任になつてから、麦のこと以外は全然御勉強になつていないような感じが、はなはだ失礼な申し分もありませんが、するのです。もう少し農政問題について真剣に御勉強願わなければ、われ／＼ははなはだ不満足であります。

それではまだ幾つかお伺いしたいことがございますが、飛びまして、肥料の問題について、特に大臣は本日強調なさいましたから、この点について具体的に御所見を伺うことができると思いますが、これをまず伺つてみたいと思ひます。

先ほど大臣の施策についての御説明を承つておりますと、何かこの肥料の価格安定のために幾つかの御施策を実行しようとなさつておいでのようにございします。その中で内外需の調整をおもくろみになつておるようでございますが、どういうような御構想でございしますか、それをまず伺いたいと思ひます。

○保利國務大臣 二、三日前に肥料対策委員会の答申がございまして、この答申案に基いて具体的に法的措置を要します部分につきましては、法的措置を講じたいと存じて、ただいま事務局において立案を願つておるわけでございますが、内外需の調整をどうするか。この肥料問題がやかましいのは、内地の内需が高くて、輸出せられるものが安い、つまり外地の農民に安く売つて、内地の農民が高い肥料を買つておるといふ、この矛盾に対する不満

が、今日肥料問題が最もやかましく言われる動機であつたらうと私は思ふのであります。従ひまして、まず何を申しまして、内需の肥料価格が、農民の側からとつて納得の行く適正な価格であるかいな、すなわち昨年来外地に輸出せられてゐる損失、出血が、内地価格に転嫁せられておるんじゃないかという疑問が私は問題の一番の焦点だらうと思ふ。従ひまして納得し得る肥料価格を設けようとするためには、答申案の中にはいろいろございしますけれども、まず第一に肥料の、特に硫酸の生産コストを正確に把握する、そして、この肥料はこれだけの生産コストがかかつておるといふことを農家の方々に納得を得ることができなければ、いわゆる出血輸出といふことは、多数国民の承服し得ざるどころであると思ひますから、この国会で御協力をいただいて、最小限の措置がとれるように処置を講じたいというのが第一でございます。

それから内外需の調整をどうするかと言われますれば、もと／＼肥料は今日四、五十万トンの余力はあると申しまして、その大部分は何と申しましても、内地農村の需要に充じなければならぬわけでありまして、従つて内地農村の需要を第一に考えまして、その余力をもつて輸出に持つて行くという考えをとらなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでございます。

○吉川(久)委員 大臣は内需優先といふことを主張されました、これはもう当然のことです、ぜひそうでなければならぬと思ひます。その前に納得の行く価格を決定して行きたい、こういうことでございしましたが、その納得の行

く価格の決定は、どういうようなやり方で決定できるのでございしますか。○保利國務大臣 ただいま答申案に基いて研究を願つておりますが、いずれにいたしましても、生産コストを基礎といたしまして、そして全体の肥料価格を決定して行くこと以外には私はないと思ひます。それじゃ御質問の趣意には合致しないと存じますけれども、その趣意でもつて研究をいたしております。

○吉川(久)委員 その生産コストを決定するには、どうしたらその生産コストをつかむことができるのか、私の知る限りにおいては、安本時代からたゞいまの審議庁に至るまで、この肥料の価格の生産費の原価計算のできる人は一人もなかつたと、安本の諸君から聞いてゐるのです。つかまへようがなかつたのです。今度の農林大臣になつてから、これを勇敢におつかまへになることができないという御信念を持つておいでだそうでございしますが、どういふ人々によつて、どういふ機關をつくつて、どういふ方法で、その生産コストをつかんで行かれるのか、その辺をひとつ……。

○小倉政府委員 お話の通り硫酸工業は、特に戦後多角経営になつた会社が多、非常に多うございまして、それでなくとも固定資本の非常に大きな工業でございします。御説のように原価を正確に把握するといふことは非常に困難な部類に属することは、御承知の通りであります。と申しまして、国内の価格が工場の採算から見ても、やむを得ないことになりまして、やはりむづかしいけれども、これは原価を把握するといふことに努めなければならぬ

ことに相ならうかと思ふのであります。もちろん今まで統制時代にやりました原価の計算が的確に行われたかどうかといふことについては、いろいろ御批判もあるかと思ふのであります。が、そういう経験を持つた者もお現におりますので、そういう方々の協力によりまして、もしそういう法制ができれば、正味な原価の把握に努めたい、かように存じておるのであります。

○吉川(久)委員 経済局長なりにきわめて抽象的な名答でございしますが、大臣はどうでございしますか。この硫酸工業の合理化を強力に推進すると言つておいででございしますが、硫酸工業の合理化の標準をどこにおかれますか。

○保利國務大臣 これはまつたくしうとでございしますけれども、輸出の面から見ましても、かつて日本の有力な市場であつた所が、かなりドイツ方面の肥料に圧迫をされておる。これと対抗競争し得るところまで持つて行くのが合理化の目標ではないかと私は考へております。

○吉川(久)委員 それではその具体的な方策はどうしたらよろしうございしますか。○保利國務大臣 これは設備も遅れておりまして、そういう設備の改善と、その工場のいわゆる能率を上げて参るといふことが第一であらう、従つて設備改善のためには相当の資金も要することであらうと思ふのであります。

にこれ以上伺ひますが、そのお答えでは、これは高いところを空転して、ちつとも本質に触れてないのでございします。そこで問題は、価格の決定にあたりまして、まず内需を優先するといふ前提に立つておやりになるということは明らかになりました。内需を優先して価格を決定することになりまして、今の日本の硫酸工業なら硫酸工業の生産の状況を見ますと、ある工場は非常に合理化されてやつてゐる、ある工場はきわめて非能率的な、不合理な経営をやつてゐる、その間のコストにたいへんな差がございします。その一番低位のものを救ふとするがゆゑに、ここに国内の需要者に犠牲を強いるような結果になつてゐるわけなんです。そこで納得の行く価格をきめたいとおつしやいますから、その納得の行く価格といふものは、私は硫酸製造業者の立場だけに拘泥することではなくて、内需優先の基本的な立場に立つて考へるときに、これはおのずからその生産コストには幾つかの段階がございしますけれども、その内需の需要者の納得の行く線といふものは、この段階のうちどこかに決定しなければならぬ、今日まではこれが、低位の生産能率を上げてゐるところの、すなわちコストの一番高いところに基準を置いて、肥料価格といふものを決定してゐるのです。生産業者の利益だけを考へて、農民の利益なんかちつとも考へていないのです。このしわはみな百姓に寄せて来ている。これじゃ食糧の増産なんかできるはずはない、だから米価を上げてくれと言ふ。米価を上げれば、今度は消費者の生活は苦しくなる。そうすればまた、それがすべての生産物の

値上りとなつて、また農村にはね返つて来て、また農民は米の値を上げてくれと言ふ。こういう悪循環を繰返すだけなんです。この元を断つためには、大臣が今おつしやつたように、農民の納得の行く価格をきめるとおつしやつたからには、今までのような肥料価格の決定を、最も非能率的な、不合理な生産様式でやつていゝところの硫黄工場を基準にせずに、幾つかの段階のうちのどれかをつかまえて、そこを基準にして価格を決定されるときに、初めて日本の国内の需要者の納得の行く線が出て来ると思う。そういう点を十分お考えをいただいて善処されたいと思ひます。どうも肥料の問題に関しては、特に本日強調なさいましたので、今度こそは具体的な御所見をお持ちであらうと思つて何うと、これまた他の政府委員の応援を求めなければならぬやうな状態で、まことに私は納得が行きませんけれども、これは後日に譲ることにはいたしませう。ただ聞くところによりますと、需給の調節をはかるために、何か輸出の面だけについて、特殊な会社のようなものをおつくりになるというやうなお考えがあるやうでございまして、その点はいかがなものでございませうか。

○保利國務大臣 答申の趣意、経緯等につきまして、ただいま事務局で研究、立案を願つておるわけでございまして、私の承知いたしております限りにおきましては、ただいまお話のやうなことは、まだ固まつた意見はどこからも聞いておりません。

○吉川(久)委員 私は外国へ輸出する場合だけでなく、そのお考えになるところの構想は、おそらくコンパニード

ろうと思つておるのですが、それをコーポレーションにして、そうしてそこで抱えていゝところの肥料は、大臣のおつしやつたやうに、内需優先といふこととございまして、情勢によつては国内へもこれを放出するといふやうな制度でありたいと思ひます。まだお考えがコンクリートされていゝやうでございまして、そういうコーポレーションの形をとるやうに善処されたいと思ひますが、それについて大臣は、私のこの意見を聞いただけで、ただいまどういふやうにお考えでございませうか。

○保利國務大臣 一つの有力な考え方だと存じます。そういう点で考慮して参りたいと思つております。

○吉川(久)委員 私はまだ昼飯を食べていないせいか、どうも大臣の御答弁が私に満足させないせいか、空腹を覚えて力がなくなつてしまひました。これ以上お尋ねしたくございせんが、これは保利農政としてきわめて重要な問題でございまして、最後に一点だけ伺つておきたいと思ひます。

前国会から、いやもつと古くからこれは問題にはなつていたのでございしますが、農業団体の再編成の問題でございまして、本日、農業協同組合法の一部改正と農業委員会法の一部改正とが議題になりましたが、この二つの問題は、いわゆる農業団体の再編成といふ言葉をもちて表明されておるのではありませんが、大臣のただいま私の伺つたもの／＼の案件についてのお答えから私は、推測をして恐縮でございしますが、まだ農政について十分御検討になつておいでにならない。従つてこれは前農相のあるいは前々農相のお考えに

なつた一つの構想であらうと思つてゐます。今大臣にこのことを尋ねることは無理だと思ひますけれども、いやしくも農林大臣をお引受けになるからには、最も農民の利益擁護の代表機関である農業委員会たらしめようとするのと、並びに農民の経済の中核をなすところの協同組合の育成強化の問題については、これは大臣をお引受けになるに、どういふ問題が今問題になつてゐるか、一体これは保利農林大臣といふものができることによつて、これを實現することが農民のために、国家のためにいいのであるかどうかといふことをお考えになつて、私は大臣をお引受けになつたと思つてございしますが、その辺はどうでございませうか。ひとつ農業団体再編に關連して、あなたの御眞情並びに御信念を伺つておきたい。

○保利國務大臣 農村の沿革から、農村の事情から、最も精通されてゐる吉川さんの御意見でございします。私も農林の経済をゆたかにして参りますためには、どうしてもそこに、経済的にも団体的活動が必要だ。長い間の産業組合の活動によつて、日本の農村がどれくらい向上して来たかといふことを思い出しますときに、農業協同組合のより一層の強化、経営の改善といふことは、非常に必要だと思ふ。同時にまた個々の農家の技術向上の面につきましても、これが相当試験場等において、高度な技術の研究が営まれておるにもかかわらず、昔からの伝習の中から抜け切れぬ。そういうところに、技術の浸透といふ面からいたしまして、やはり農業委員会の活動あるいは農業協同組合の活動といふものがきわめて必要であらう。そういう意味から、むしろ理想形態としてはいろいろ考えられると存じますけれども、農業団体も幾分浸透して参つております。一挙に理想形態に行くといふことも、現実の問題としては、なかなか困難であらうと思ひます。従ひまして今日までの諸団体で、この程度の改善をもつてして、それが農村、農家の利益をもたすものであるといふことであれば、できるだけ摩擦を回避しつつ進歩をはかつて参るといふ意味において、私は提出いたしておりますこの議案の成立を希望しておるわけでございします。

○吉川(久)委員 この法案の成立を希望しておいでになるという確固たる御信念を持つておいでになるやうでございしますから、それではもう一つ伺つておきたいと思ひますが、この農業協同組合法の一部改正の先ほどの提案理由を伺つておきますと、非常に協同組合の発達をしていゝところの地方の人々の要望と、それから私の聞いておりますところの今日の中央の中央政府の希望してゐるところの方向との間に相当の逕庭がありまして、そのために何とかつじつまを合せなければかつこうがつかないといふやうな箇所が各所に散見するのであります。一つの場合を取上げてみますと、国に中央会をつくり、また府県にも中央会をつくる。しかも中央の施策が下部に統一的に合理的に能率的に浸透するために、このやういふ言われておりますけれども、独立をしたところの府県の中央会と中央の中央会とこれは非常な矛盾ではなからうかと私は思ひます。地方にはむしろ支部を置くべきである。ところがその支部では満足できないといふ地域の要望にこたへるた

めに、このやうな妥協的な形をとつたのではないかと私ははうかがわれる。こういう矛盾した面、それからまた末端の組合が中央会に強制的に加入させられるといふやうな、はなはだ矛盾撞着したこのやうな法律の構成といふものは、これは理想の農村の進歩発展の方向にすなおに持つて行く行き方ではないのです。何か制度のための制度をつくる、農民の利益を擁護する社会的、経済的地位の向上に資するといふやうな、そういう配慮に出るものではなくて、何か一つの制度のために制度をつくり、制度をいじくりまわすといふやうな感じがしてならない。農業委員会法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聞いても、これにも問題はなほございしますが、私は時間の關係で遠慮したいから一点だけ申し上げておきますけれども、たとへて言へば、農民の利益擁護の機関であるといふながら、国の助成団体であり、国の助成機関であつて、農民の利益代表の機関たり得るか。このやうな大きな矛盾を内包してゐるのです。このやういふことは大臣はおそらく御検討にならないで、うのみでこの委員会へ提案なさつたのではないかと思つてございします。今までの御説明から、これはうのみになつたのであらうと、私はかやうに推察をいたしておりますが、それでございませうか。それであるとするならば、このやうな点を下僚に命じて、ひとつあたためて出直さなければ、ほんとうの法律の当初生れたところの趣旨は滅却されるおそれがございますので、これはこの両法案の基本的な問題でございしますので、それに対する御所見を伺つておきたい。そして私の本日の質

疑は委員長からの御注意がございまして、一人で独占してはいけないということでございますから、これをもつて打切りしたいと思います。

○保利国務大臣 うのみにしたと申されればまあうのみにしているわけでございしますが、よく今日までこの法案ができました立案の経過を伺いまして、静かに考えてみまして、現状からいたしますれば、もとより御不満の向きもあらうかと存じますけれども、現実の事情からいたしますれば、この辺で一応御審議を願うことが妥当であらうということで、御提案を申し上げているわけであります。

○井出委員長 加藤高蔵君

○加藤(高)委員 農林大臣に二、三點お伺いしたいと思つてあります。今国会におきまする總理を初め各大臣の演説は、いづれもわが国の自立経済の基礎の確立を強調しておるのでありますが、これらの演説を総合いたしますと、その対策としては、国内資源の開発と輸出振興とに要約することができると思ふのであります。そうして国内資源の開発は、電源の開発その他いろいろありましようけれども、第一は国内食糧の自給度の向上ということが一番重大であると思ふのであります。つきましては食糧自給度向上のための具体的な増産計画をお伺いしたいと思います。また現に農林省は、昨年の六月でありますか、食糧増産計画とその達成のための施策なる印刷物のうちに、昭和二十七年以降五箇年計画によりまして、食糧千五百万石の増産計画を立てておるのでありますが、二十七年度はこの計画に対してどんな実績

をあげましたか、あわせてお答え願いたいと思ひます。

○保利国務大臣 食糧の自給度を高め参りますことが、自立経済を達成して参ります上に何といつても一番大きい課題になつてゐることは、お話の通りでございます。むろん食糧増産といつても、結局一粒々々の米麦をつくり出していただく方は全国農家の方々でありまして、従つてまず今日、日本の国土において耕地となし得る限りのものはできるだけ耕地に開拓して行く。そうしてまた既存の耕地につきましても、できるだけ生産力を引上げて参りますように、土地改良その他の方途を講じまして、全面的に生産力を引上げて行くというところでなければならぬわけでありまして、しかしこれをいたしますために、今日までも過去五箇年間に、あるいは土地改良、あるいは耕地の保全、あるいは復旧等に費して参つておられまする財政投融資は千三百億から上つてゐるわけでありまして、ここに巨大な財政の投融資を必要とするわけでございます。政府としましては、できるだけ日本の自立経済を早く達成せしめるようにというその足並にそろえまして、十年くらいで何とか総合的に食糧の需給調整が整うように、目標をさしあたり五箇年間に中間目標として、玄米換算で、当初千七百万石くらいの増産計画は少くとも持たなければならぬといふことで、かかつておつたのであります。この計画を進めて参ることももとよりできないわけではございまして、今年度は御承知のように、ただいま予算の審議を願つておられまする土地改良等に二百六十六億、あるいは耕種の改

善等に二十五億、それによる見合ひの増産目標を百三十万石というやうな計画をもつて予算の審議を願つておるわけではございしますが、もとより当初の農林省で計画をいたしておりました増産五箇年計画の予算として要求しておられます五百八十億からいたしますれば、非常な削減をこうむつております。従つて私も申しております五箇年計画も、今日はそれだけずれを生じて参つておりますけれども、私は先ほど来吉川さんのお話もありましたように、食糧増産を端的に確実に上げ得るというその着実性をつかむことができませんならば、本年度削減されております増産計画をひとつ再検討をいたして、取返さなければならぬと考えておるわけでございします。

○加藤(高)委員 去る六月の二十六日でありまして、最高経済會議の席上にありまして、岡野通産大臣が農林省案とおきまして、五年後に米麦千七百万石の増産計画をはかるということを発表しておられるのであります。この計画に對しまして、農林大臣は承知しておられるかどうか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○保利国務大臣 おそらくそれは通産大臣というところでなしに、経済審議庁長官としての言だと存じます。率直に申しまして、五百八十億の予算要求をいたしたとき五箇年計画の増産目標はさうであつたらう。それがずれて五箇年には千五百六、七十万石の増産目標になつて来ている、こういうことであります。

○加藤(高)委員 そういたしますと、政府は千五百万の増産は、努力してもなか／＼い／＼な点でできないとい

うことをただいまおつしやられたのであります。大分岡野さんのおつしやつたことと食い違ひがあるのであります。その点はいかがですか。

○保利国務大臣 これは目安です。目安のとり方はいかやうでもとれます。私も千七百万石どころではなから、五箇年後に二千万石も行くやうになることが、最も望ましいと存じておるわけではございします。これは目安でございます。しかし今日農林省として予算折衝の経過等からみまして、二十八年度これだけのずれを来しておられますけれども、一方人口増から来る需要の増大、あるいは耕地の壊滅等から来る減収等を考えまして、五箇年間の最終目標としては、これだけはどうしても確保しなければならぬという最少限度を示しておるわけでありまして、私はどういふ御説明であつたか存じませうけれども、あつたとすればそういうところだろうと思ひます。

○加藤(高)委員 時間もありませんので先を急ぎまして、あとで詳しく質問することといたし、次に、畑地灌溉の点で御質問したいと思ひます。

畑地灌溉の重要性は、今さら申すまでもないのであります。過般の凍霜害の被害調査の報告にいたしましても、同僚の足鹿議員から述べられましたごとく、灌溉施設の完備した土地におきましては、凍霜害の被害もある程度防止することができるとあります。私も現に調査団の一人といたしまして、その一行に加わりまして、現地に着いてその状況を見て来たのであります。また国営で行われておられますところの相模原の畑地灌溉の成績を見まして、非常なところの好成績を上げて

おるやうに思ふのであります。これによりまして陸稲の收穫も大幅に増加いたしまして、しかも灌溉もある程度できて、農家の経営の安定の上からいつても最も有効な手段と考えられるのであります。従つて灌溉の問題は、もつと重点的に取上げて行くべきものであると思ふのであります。それにもかからず今年度におきまする予算は、海岸砂地帯振興法による経費と合せまして、わずかに八千五百万、しかも、それは単なる調査費程度の費用しか上げておらない。現在の土地改良費百四十五億といふことからみましますと、あまりに僅少である。私はこの点はなほ遺憾に存じておる次第であります。以上の観点から見まして、政府は灌溉施設の状況による畑地振興法というものを真剣に考慮すべきであると思ひます。これは思ふのでありますけれども、所信はいかがでありますやうか。

○保利国務大臣 それはまづたく御同感でございますが、戦後あるいは戦争中から、食糧増産の掛断のもとに、いふん国費も使われて来ておるわけではございしますが、それが実際によく実効を上げて来ておるといふことは、これはもう統計の示すところでも、もしそれなりに相なつておつたわけで、相当の実績を示して来ておりますことは、もとよりであります。同時に全国数多くの箇所において、乏しきと申しましても国民の税金からいへば相当の部分を占めておるのでありますから、決して乏しいと申し上げるわけには参らないと思ひます。これはいふん多い箇所が同時に行われておりますから、従つてこれだけの金をかけたから、すぐこ

以下に自由市場の価格が下落するよう
なことはないのでありましょうか、そ
の点を聞きたいのであります。またそ
うした場合に、国際小麦協定に加入し
ていることが、わが国の財政上の負担
になるようなことはないか、お伺いし
たいと思います。

○保利國務大臣　ちよつと御質問の趣意をとりそこなつてゐるかも知れませんけれども、自由市場の相場が、國際小麦協定價格より下まわつて行くといふ傾向は、今日のところ強ひように思ひます。しかし日本のように多量の外麦を確保しなければならぬ食糧事情は、

全に、かつまた妥当な価格において決定せられてゐるこの協定のわくを利用して行きたいことは、食糧確保の上から行きてまして、今日私は妥当なことと存じております。なお外売の下落により内地の麦の価格をどうするかという問題でございしますが、地上より小麦の

るいは三麦の価格決定は、今日食糧法の規定するところによつて、国際価格のいかんにかかわらずこれは確保して参らなければならぬと存じております。

○川俣委員　ちよつと関連して——今外務委員会に小麦協定の件がかかつて

おりますが、私急ぐので、この際大臣に御答弁を願いたいです。

この前内田農林大臣のときに、内麦の価格を一樣に三・六七上げなければならぬという内田農林大臣の意見を——これはさつぱらんに申し上げますと、自由党の政綱会の意見を農林

省が採用された形においていわゆる四・四・二の値上率にされたわけですが、この根拠は、新聞の発表によりま

間から申し上げておりますが、当初大
体消費者に負担を増して行かないよう
にというねらいをもととして、三麦の
決定をどうすればよいかということ
で、米価審議会に諮問をした。政府原
案というものは、従つて小麦は全然じ
つていない。ところが米価審議会の方

から、やはり相当加算額を加算すべしという答申がございましたものですから、その答申を尊重する一面、お話のように小麦の消費も相当であります。が、粒食傾向が何としても多うございますので、大麦、裸麦の需要がより多いわけです。

しかも大麦、裸麦は、やはり内地麦の方がよいということもございますので、そういう事情と、特に西日本の災害等の事情から勘案いたしまして、四半・四半・二というより上加算の決定をしたような大算であります。

○川俣委員 もう一点だけ、これは重要ですからお尋ねしておきたい。

そういったすれば、だん／＼粒食が粉食を圧倒して、粒食の方向に向うという傾向にあることは私どもも認めるわけです。しかしながら日本の食糧事情からいって、粉食というものを、

小麦の増産を抑えてまでそれほど押さへ得るかどうかということになると、非常に大きな疑問が出て来ると思うのです。粉食が減つたというのは、需給状態から見て、政府が百五十万トンに達するような多くの小麦を持つていて、市場を圧迫いたしておりますために減

つておるように見えるのであつて、実際は百五十万トン持つておるのでありますから、粉食が減つたといふことは

100

1

Age Group	Percentage
18-29	85%
30-49	80%
50-69	75%
70+	70%

活を外国に依存しなければならぬといふことになつたら、独立上重大な問題だと思ふのです。私はそういう意味から、現在食糧の不足のときに、外麦を買わなければならぬといふことは認めなければならぬ、どうしても協定に入つて確保しなければならぬといふ根拠にはならないと思ふのですが、大臣どうですか。大臣の説明によりますと、協定値段よりもさらに小麦の値段が下る傾向にあるといふことをお認めになつて、内麦もきめられたといふ考へ方も出ておるわけです。しからば小麦協定に入る必要がなかつたと思ふのですが、この点はどうか。

○保利國務大臣 まつたその割切れないところはごもつともだと思ひます。しかしやはり川俣さんのお話のように、粉食が減退して行くといふふうには私は考へておりません。これは食生活の改善という目標からいひまして、やはり粉食奨励といふことが目標でございますから、これはどうしてもその粉食がもつとふえて参るよう持つて行かなくちやならぬ。ただ現実には、比較の問題だと存じますが、やはり米に次いで大、裸の粒食といふ食習慣の傾向は、今日ではどうしても抜け切れないわけでございますから、その実情は実情として認めざるを得ない。但し国際市場が下りそうであるのに、小麦協定できちんとわくのはまつた価格の小麦を買わないで、もつと自由を買つたらどうかといふ御見解はごもつとだと思ひますが、私もさういひましたし、食糧事情からいひましたし、イギリスの例をお引きになりますけれども、日本の場合といひましたし、正確に、確実に、妥当な価格だと

信じます価格で相当量を確保することは、今日の食糧当局としてどうしてもやらしていただかなければならぬと考へておるわけでありまして。

○川俣委員 これは私はまたあらためて答弁を求めますけれども、小麦協定に入らなければ確保できないといふほど国際市場が逼迫してないといふので、そういう建前に立つて四・四・二といふ建前をとられた、国際的に耕地面積もふえて来て相当増産になり、価格が下るという見通しを立てられた案だといふふうにお説明されております。そのうち、買付に困難なことはいじやないか。予算面では相当な数量を出しておられますが、この点については反対いたしますけれども、あえて小麦協定に入らなければならぬといふ根拠の説明が足りない、この説明をもう一度願ひたい、こういうことなんです。

○保利國務大臣 確実に確保いたして参らなければならぬ。国内食糧事情からいひまして、確実に確保せられる手段として、国際小麦協定のそのわく内に入り込んで、これを確保しようといふことであります。

○加藤(高)委員 政府の予算説明書によりまして、輸入小麦はトン当り九十ドルに押さへておるのであります。もし今後九十ドル以下で輸入できる場合、予算に計上された輸入小麦に対する補助金十六億円の全部あるいは一部は不要になると思ひますが、その場合に、この不要になりました金額を、国内農産物価格の安定のために使う意思はないかどうか。

またもう一点は、外麦が内麦——お

もに小麦であります。内麦を圧迫しないために、もし安く輸入されました場合には、輸入小麦に對しまして、政府は一定の利潤を加えてこれを払い下げなければならぬと思ひますが、そのうした場合におきまして、この利潤をどういふふうに使ひますか。この二点を伺ひたいと思ひます。

○保利國務大臣 九十ドルで見込んでおりますが、實際に入つて来た価格によつて繰り入れて行くようになつておりますから、つまり入つて来た分について繰入れをやつて行くという操作になつておりますから、それほどのものは出て来ないじやないか。いづれにしても、国自体としては、見込み値段よりも安いものが入つて来れば、それだけ国庫の負担が軽くなるということはその通りであります。

それから第二点は、問題がきつめて重要でございますから、調べましてから御答弁を申し上げさせていたただきたいと思ひます。

「金子委員長代理退席、委員長着席」
○加藤(高)委員 もう一点、簡単なことですが、わが国の輸出入物資の輸送の約三分の二は外国船に依存して、年間に龐大な外貨を支払つておるのであります。食糧について見ましても、年間約三百万トンの輸入をしておるのであります。この輸入物資の輸送にあたりましては、手持ち外貨の減少をなくするために、できるだけ邦船にす

るのが至当であると思ひますが、その方が、これに對しまして大臣のお考えをお伺ひしたいと思ひます。
○保利國務大臣 それはまつたく同感でございます。日本の船舶によつて輸

送するといふことが大事だと存じますから、できるだけそういう方向で配慮をして参るようになつたと思ひます。

○加藤(高)委員 時間が過ぎましたので、いろいろ質問したいことがあつたのでありますが、十分にお聞きすることができません。後日機会を得ましていろいろ伺ひたいと思ひます。これで一応私の質問を終わります。

○井出委員長 芳賀君。
○芳賀委員 ただいま新大臣の施策について伺ひしたわけでありますが、これは大臣も言われたように、内田前大臣の構想をそのまま踏襲されて、ただ肥料問題と農業災害に関する問題をちよつとそれにつけ足したといふように受取れるわけであります。私のまだ記憶に残つてゐることは、前農林大臣が大臣に就任された場合に、こういうことを言つておるのであります。農林大臣という仕事は非常に大きな仕事であつて、やりがいがある。自分は年をとつてゐるけれども、老骨にむちうつて大いにやるつもりだといふような、七十才以上のかつての老政治家が情熱をもやしたといふことを、私は忘れておらぬのであります。このような一つの夢を持つて今国会に忽然として現れた老政治家は、わずかに麦価問題だけと取組んで、そのことも終らないうちにまた忽然として消え去つたわけでありまして、こういうことはあり得ることとしても、私も一抹の哀惜の念を持つものであります。それだから新大臣に對して反響の度を加へるといふわけではありませんが、望むらくは国会の会期中ぐらゐは、主管大臣は

かわらないでもらいたいといふのが、われ／＼の最小限度の願ひであります。それと同時に、就任された以上は、国の農政を担当しておるといふ一つの責任の上に立つて、やはり新大臣も情熱をかき立て、真剣にやろうとする心構えがあたりであるかどうかといふことを、冒頭にお伺ひしたいのであります。

○保利國務大臣 全国農漁村のために、与えられてゐる職務の重大なるを痛感しつゝ、力の至らざるをおそれているわけでございますが、私としては、できるだけだけの努力を払つてみたいと思ひます。

○芳賀委員 基本的な施策を検討いたしますと、大体二つに区分することができると思ふのであります。第一点は、総合的な食糧の自給度を促進し、確立するといふ点、すなわちこれは国内における農業生産力を増強するといふ方向であります。もう一つは、これに關連を持つ農業経済の安定向上をはかる、いわゆる生産農民の経済と生活の向上が、これと並行して進んで行かなければならぬといふ考へ方の上に立つて、骨格ができておると思ふのであります。

それで第一にお尋ねしたいことは、しからば総合的な国内の食糧自給態勢を確立するためには、具体的にどういふような計画を持つておるかといふことであります。前農林大臣から継承された施策の中においても、この点が非常に明確になつておらないのであります。特に新大臣は、肥料問題と農業災害問題をこれに加味されておられますけれども、基本的な問題としての食糧の自給度の確立といふものを、どういふ

ような具体的な計画と、これに基づけるいかなる予算的措置をもつてこれを推進するかという問題には、非常に欠けておるわけであります。

もう一点、先ほど申し上げました農家経済の安定、いわゆる農業経済の安定に對しても、いかなる具体的な施策を講じてこれを安定させるかという点に對しても、欠けておる面が非常に多いのではないかと、さういふに思ふわけであります。その点について御所見を聞きたいのであります。

○保利國務大臣　すでに当年度予算案の編成を終つて、国会審議の半ばに於いてこの職務を引継いだわけでございしますが、お話のように、食糧増産という課題は、農村の課題というよりも、むしろ国家的な課題である。従つてその国民的要請、国家的課題である食糧増産の意図を達しつつ、それと相連して農家経済の安定向上をはかつて行くために、基本的には、先ほど國際小麥相場等の変動による諸問題がすでに論議が出ておるようでございます。全体といたしましては、私の感ずるところを申し上げます、まだ内地の米麦を圧迫するという外地食糧の事情にはない。従いまして、今日は食糧増産を願ひつつ、しかし増産せられたために米麦等主要作物の価格がおびやかされることとはないと思ひますけれども、しかしながら農村側からいたしましては、私どもの考えといたしましては、國家の施設、農家の努力によつて現われて来る食糧増産、その増産の効果が、一面農家経済の安定向上に役立てて行かなければならぬ。さういふ上から行きまして、一面において重要農産物等の価格に對する安定と申します

か、さういふ政策が相伴つて参りますことは、今日の場合といへどもきわめて必要であらう、さういふふうに考へておるわけでございます。食糧増産の具体的な計画と申しますれば、今年度におきましては、ただいま御審議を願つております予算の範圍でこれを操作するほかにたし方ないわけでございしますが、しかし同時に食糧増産の計画、また努力を払わざる状態における需給趨勢を見ますれば、まことに暗澹たる状態でありますから、従つてどうしても食糧増産というものは、自立経済を達成して参ります上から行きまして、着実に効果を上げて参りますような、具体的な計画をもつて臨まなければならぬ。今日までも相當の財政投資が払われて来ておりまして、むしろ効果を上げて参つております。私が先ほど申し上げましたように、國家の相當の國費を投じて施設改善を行つて、耕地の生産力を十分に生かして、着実に増産の効果を上げて得るよう指導して参るといふことは、食糧増産の上に最も欠くことのできない点ではないか、さういふ点につきましても、十分検討と努力を払つて参るつもりでおります。

○芳賀委員　問題をもう少し具体的にとらえてみたいと思ひます。たとえば昨年、昭和二十七年の米の國內における生産量はおよそ六千五百万石でありました。なお麦の生産量は、米に換算して大体二千万石であります。さうすると米麦の昭和二十七年に於ける生産量は八千五百万石ということになるのであります。それに対して一方輸入米の問題であります。米に對しては九十六万トン、大麥は八十二万トン、小麥は百七十五万トンで、これを

米に換算して總計いたしますと三百三十五万トンで、約二千百万石ぐらゐの数字になるわけでありまして。さうすると國內生産量の六千五百万石と輸入米の約二千万石、合せて一億五百万石ぐらゐが、國內における食糧の絶対量と申しますか、必要の限界線となるといふふうに考へられるわけでありまして。

これに對して政府は、たとえば第一次五箇年計画においては、二十八年から三十二年までに千七百五十万石の増産計画を持つておる。さらに十年後においては、國內における食糧の自給が達成されるというやうなことを考へておられるやうであります。問題は、この食糧の國內における自給の達成の限界、あるいは可能性といふことに對して大臣はどのような認識を持つておられるかといふことであります。さういふやうな趨勢にある一面、もう一つは、この自給度をばむ原因として、一つは人口の増加があるわけでありまして。毎年百三十万人程度の人口の自然増加がある。これに對してはやはり百五十万石ぐらゐの食糧が必要になつて来るわけでありまして。もう一つは、年々一萬町歩以上の農耕地が壊滅されておる。これは主として駐留軍の基地あるいは演習場あるいは保安隊の演習地とか、さういふものが中心になつて、せっかくの農耕地が壊滅されておるわけであつて、これらの壊滅によるところの生産減といふものは、百五十万石ぐらゐを下ることではないと思ひます。さういふことにはいたしませんと、農地の減少によるところの生産減少が百五十万石、人口の自然増加によつて百五十万石、合せて実質的には三百万石といふものが増産された場合において

も、輸入量を減額することはできないといふやうな計算になるわけでありまして、これらの現実の問題に當面して、大臣はその上に立つて、いかなる具体的な計画をもつてこの自給度の促進確立といふことに計画性を与えるかといふ点について、お伺ひしたいのであります。

○保利國務大臣　お話のように、現状において前途の数字をはかつてみますならば、まづたくお示しのように、およそ人口増に伴う消費の増といふものが百五十万石内外、他面農地の壊滅等によります減収が百万石、二百四十、五十万石のそこに需給上の変化が生じて参るわけでございますから、従つて、さういふ累計をいたしますれば、五箇年後あたりには千二、三百万石もそのために供給が逼迫して参る。従いまして増産計画といふものは、どうしてもそれを相当上まわるものでなければ、増産計画の意義をなして来ない。その認識の見通しの上に立ちまして、たゞいま増産計画を検討しておるわけでございますが、今日までとにかく土地改良、開墾、干拓にかなりの國家の投資が行われ、それらがみな実効を上げて来ておるといふ段階には今日はないわけで、これは徐々に現われて参るわけでございますから、今日當面でおります改良工事等による生産力の増強といふものは、数年後に現われて参るといふことも見通して行かなければならぬわけでございます。いづれにいたしましても、食糧増産に關して土地改良あるいは開墾、干拓等の施設が一箇所でも多く行われるやうにいたしますとともに、その改良改善をいたしました施設が十二分に生かされて、着実

に増産の効果を上げ得るやうに、これは一くふうも二くふうもしなければいかぬところじやないかといふふうに考へておるわけでございます。

○芳賀委員　大臣は先ほど、農業問題といふものは、これは國家的に見て、経済自立の基盤になるものであるといふことを強く言われたわけでありまして、さういふ場合においては、やはり一般施策の中においてもこれは最重点的に取上げて、まず基本的な増産計画を立てて、これに必要な予算の獲得は必ずやるといふことではなければ、このことは全然推進できないと思ふのであります。昨年政府が立てられた第一次五箇年計画の中においては、耕地の拡張と土地改良によつて千三百万石、耕種改善によつて四百五十万石、合せて千七百五十万石を、予算的には三千三百億の國家資金を投入してこれを達成するといふことであります。これを五箇年の平均に見た場合には、年間三百五十万石の増産に要する經費といふものは、大体、六百六十億といふことになるわけでありまして。しかるに今國會の六月十九日の本會議において、前内田農林大臣は、わが黨の八百板議員の質問に答えて、二十八年度において食糧増産費は大体四百九十六億程度計上しておるのであつて、これによつて食糧増産の計画を進めて行きたいといふやうなことを言つておられるわけでありまして、さういふやうな計画と実施面における数字との食い違ひは、今後食糧自給を達成する上において期待を持つことができないのであります。大臣は、現段階において明確な計画を樹立することは困難であると言われましたが、現在の政府は、計画の樹立に對

しては非常に手まわしがいいのであります。たとえば木村保安庁長官の警備五箇年計画というふうなもの、そういうものはまだ必要としない段階にいてすでに用意しており、自立経済の基礎をなす農業の増産計画に對しては、全然具體的な計画が進捗しておらぬというふうな矛盾に對して、大臣はどのようなお考えをお持ちでありますか。

○保利國務大臣 当初の中間目標としての五箇年計画は、お話のように玄米換算千七百万石程度を目標として、大よそお示しのような財政投資の必要があるという計画のもとに、予算要求をいたしましたようにございますが、その計画の、先ほどお示しの前大臣が八百板さんにお答えされた四百数十億というのは、災害復旧費等も入つておるのじやないかと存じますが、二十八年度の積極的食糧増産のための土地改良と、これに要する経費は二百六十六億、御承知の通りでございます。あるいは耕種改善について二十五億、これが当初六百二十億を要求しておつたものでございますが、それが約三百億弱に落されて、従つてこの増産計画は、当然計画としてはずれを生じて参つておるわけでございます。今日の計画目標といたしましては、少くとも所要資金約三千億は、これは五箇年間にどうしても確保するように努力しなければ追いつかぬのじやないかという計画をもつて、先ほど申しますような着実な増産効果を生み出すような、一面行政措置をとりつつ、しかもその計画を推進して行きたい。それでひとつ十分検討をして、自立達成の効果をあげる

ように参りたいと考えておるわけでございます。

○芳賀委員 昭和二十七年年度の予算の中からはなげると、二十八年度において食糧増産の期待量というものは大体百三十万石程度であると思つてあります。そうすると今年度の食糧増産費が及ぼす二十九年度における期待量というのは、大体どのくらいにお考えになつておりますか。

○保利國務大臣 これはもうよく御承知であられるように、こゝしこれだけつぎ込んだから、これだけの実効がある、これはもう申し上げられるものではございませんけれども、これが効果を生じますれば、いわゆる期待目標といたしましては二百五、六十万石の期待をしておるわけでございます。

○芳賀委員 さらに大臣は、この計画を現状の上に立つて立てる必要があるというふうな表明がありました。この場合、今までの増産計画というものは、主として米麦を中心として行われたわけでありまして、こういうことは国全体の、たとえば農畜産物を包含したところの、大きな、広義な意味における増産計画というものはならないと思つておるわけですが、今後立てようとする構想というものは、やはり依然として幅の狭い米麦を中心としたような増産計画であるか、あるいはまた国内における全体の分野の上に立つた、総合化されたところの増産計画の樹立というふうな構想に進むか、その点もお伺いしたいと思います。

○保利國務大臣 これはきわめて重大な問題であると存じます。この中心としましては、何と云つても耕地の新たなる造成による生産力の増強、既成耕

地の生産力を増大せしめるための土地改良、これはもう骨格として進めて参らなければならぬと存じますけれども、同時にまた国民食糧としての総合計画を達成して参ります上から行きまして、耕地の生産力を保持して行く上から行きまして、農畜総合計画というものが非常に重大じやないか。極端に申しますれば、この米食偏重の食生活が改善されまして、牛乳、肉等による総合食習慣が営まれるようになるならば、八千五百万の国民を養うのに、米なら六千万石足らずでいいじやないかという權威ある調査もあるわけでございます。しかしそれは絵にかいたもちのようなものでございまして、さういふものを期待して増産計画を立てるべきでないと思つておるわけでも、特に最近の耕作状態等から見まして、秋落ち等の著しい現象は何を意味しておるか。これは一部の権威者に言わせますと、化学肥料をあまり用い過ぎた結果、こういうふうな地方の著しい減耗を来しつつあるわけでありまして、従つてそれを補正して行くために、農畜の総合計画、総合農業というものが非常に必要だと力説せられておる有力な方もおありになるわけでございます。これは私は確かにその傾向があると思つておるわけでありまして、改良あるいは耕種改善を中核として、しかも国民の長い食習慣を徐々に改善して行くという、総合的な上に立つての大きな国策の樹立ということが、どうしても必要じやないかというふうに、これははなはだ漠としたことでございまして、さういふふうな感じを深くしておるのでございます。

○芳賀委員 問題を第二点の農業経済

の安定向上に移します。この場合において、一つは農家が直接生産するところの農業生産物の販売処理に對して安定の価格政策をとるのと、もう一つは、農民に對する社会的な施策を施して、そして生活の安定あるいは社会的な安心感を与えるという、直接間接の二つの安定向上の策がとらるべきであると思つておる。

第一点の農産物の価格の安定方式に對しましては、さういふような矛盾があるわけでありまして、国内において足らないところの米麦は、特に国際価格が高くて国内価格が安い。安いというのは自然的に安いのではなくて、これは抑圧された安さであります。さういふような面に對しては、あるいは食糧法であるとかあるいは麦の統制方式であるとか、さういふような一つの国の権力をもつてこれを抑圧するやうな施策を講じておる。それから一面かんしよ穀粉、ばれいしよ穀粉あるいは菜種のごとき農産物は、すでに一つの過剰生産のごとき様相を呈して来ておるわけでありまして、さういふことになるというところは、その基本的な焦点をどこに置いて考へて行くかというところに

なるわけでありまして、農業生産が増強されて、国内において大体自給できるやうになつた場合に、はたして現在のやうな施政で価格安定ということができるかどうか、あるいは農家の社会的経済的地位の確立ということとは、むしろ逆の方向へ行くのではないかと、さういふ、大きな不安も出て来るわけでありまして、これらの点に對して、大臣はどのように考へておられるか、お伺いしたい。

○保利國務大臣 ただいまの食糧事情からいたしますれば、何と申しまして、米麦に對して需要が集中しておりますから、従ひまして、農家の耕作の中心も米麦を中心を置いていたきたい、さうしてその価格が適正に安定をして、一面増産と相まつて個々の農家の経済が向上安定して行くやうにして行かなければならぬ。しかしながら、その他の重要農産物等につきましても、農家の経済を不安にするやうな傾向を生じますものにつきましても、さういふやうな安定の方策をとつて行かなければならぬしやないか、さういふふうにお考えをしております。

○芳賀委員 先ほどの大臣の施策の中においても、特殊な農産物に對しては価格支持の方策をとらなければならぬということをお述べられておるわけでありまして、これらの考へ方は、現象面に現れた、市場において過剰になる気配の一つ／＼の農産物だけを上げ、これらに對して最低価格支持を行つて、さういふやうなことになる、その影響を受けて、価格支持がされるやうな農産物に對して作付けや何かが、水が低い方へ流れるやうな形で、またそこへ集中して行くやうな状態が、自由主義の形の中においては現われやすいのであります。さういふことになりまして、今とつておるやうな微弱的な支持政策をしていては、どうして基本的な安定をはかることはできないと思つておるわけでありまして、その場合において、さういふやうな生産に對して一つの計画性を与へ、その計画性の約束として、国が価格に對する支持を与えるというやうな、両々相まつた手が打たなければならないというものはあ

ないと思うわけでありすが、この点はどうお考えになつておりますか。

○保利國務大臣 まつたくごもつともな御懸念だと存じます。私は、日本の農作物に対する国民の需要の状況から行きますと、農家の耕作の主旨はやはり米麦に置いていたかといふこと——た

だお話のように、表がたとえ自由になつた、菜種の方が割がよいといふようなことになると、菜種の方へさつと行くといふような傾向が多分にごさいますから、その点に対しては、改良普及と申しますか、営農の指導の面において、特に力を入れて行かなければならぬ点であるかと存じます。ただししか

し、計画といへば極端な作付統制でもやるといふようなことは、私はしない方がよろう、ただみんなが、菜種がよいといへば、表が採算的に相当とれるにもかかわらず菜種に流れて行つて不慮の損害を受けるというようにことを来さないように、十分の指導を必要とするであらうと考へております。

○芳賀委員 大臣は先日、まだ就任しないうち、自己矛盾を感じておられといふことを言われておりましたが、ぼつぼつそういう矛盾が現われて来ると思ひます。自由経済の中において、任意に行われる農業生産の行爲の跡始末をだん／＼しなければならぬような状態、そういう現象に当面した場合、いろいろ御苦心が出て来ると思ひますが、ただ日本農業の一つの特殊性として、二

手作をやる場合においては、たとえはかんしよが生産過剰になる場合においてもかんしよをつくらざるを得ないといふような、そういう現象、あるいはまた積雪寒冷作地帯等における畑作農業の中には、これが不利であ

ると思ひますが、やはりばいしよならばれいしよを一つの経済作物として、中心に耕作しなければならぬような特殊な性格が強く流れておるので、そういう点についても十分お考えがあると思ひますが、なおこの価格安定の問題に

対して、本日示された施策の中には、具体的な何物も示されておられないわけでありすが、肥料問題も大事であり、農業災害に対する問題も大事であり、農産物に対する価格安定という問題を、なぜ一つの新鮮味のある政策として打ち出さぬかといふ点に対して、疑問を持つわけでありすが、これはお忘れ

おのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○保利國務大臣 私どもも、いくら米麦に対して需要が集中しておるから米麦といふことを申しても、しかし同時にそれは適地適作で、戦争中のような極端な作付統制の弊害は、全国の農家の方々も十分味わつておられるわけ

です。私が、農家においてもまた農政関係者においても、指導の必要なところがあると思ひるのはそこでありすが、なお農産物の安定方策については、忘れておるわけではもとよりございませ

せん。せつかり関係当局とただいま折衝をいたしております。相当財政上の影響もあるわけでございますから、内部的のとりまとめができますればこれを表に出すように、できるだけ出したいという考えのもとにただいま努力を願つておるわけでありすが、

○芳賀委員 大臣は作付統制のよう

なことはしたくないと言つておりますが、そういうことをやるかやらぬかと

いうことを聞いているのではないのであります。ただ日本の農業全体の中に

おいて、生産面に対しても一つの計画性を与える必要があるではないか。こ

れは特に個々の農家の中においても、経営の実態に即した、平易に言へばい

わゆる適地適作といふか、あるいは長期の経営計画といふか、こういう生産に対する計画性を持たない農業というものは、決して発展もしない、近代化

することはできないのであります。そういう場合において、国の一つの権力

や何かによつて、ゆがめられた統制をするかどうかといふことでなくて、やはり食糧増産の計画を立てる場合にお

いても、生産全体に対する計画性といふものは、これはどうしても必要なことになると考へております。そういう計

画の線に沿つて、あるいは価格の安定を講ずるとか、あるいは肥料問題の対策であるとか、あるいは災害に対する補償であるとか、そういう一連のつな

がりといふものは、やはり一つの計画性の中からこそ、確実に具体的に生れ

て来るといふことを私は指摘したいのであつて、その点に対して、これは軽い

必要性は認められておると思ひますが、いかがですか。

○保利國務大臣 これは程度の問題であらうと思ひますが、傾向として、方

向として、私はもうそういうふうにお

考へます。

○芳賀委員 まだ質問が二点ばかりあ

るのですが、第三の点は、一番大きな問題になるのは、農林における労働力

が過剰になつて来るという傾向であり

ます。これは最近においては、毎年大

体百十五万くらいは生産適齢人口がふ

えておる。これらのうちの大体五五%

の六十万人くらいは、農村の中におい

て増大されておるところの傾向であり

ます。現在においても非常に零細化さ

れておる農業の中において、毎年五十

万ないし六十万の労働力がふえて行く

といふことは、これは農業経営そのもの

に対しては、これは大きな脅威になつて

おります。問題は、たとえは三男対策

とか、そういう方に発展して行くわけ

でありすが、このように農業

の零細化を進めるような形、それから

農村における過剰労働力の処理に對し

て、大臣はどういうようなお考えを持

つておりますか。

○保利國務大臣 ひとり農村のみなら

ず、狭隘なる国土の人口を擁してお

るといふことが、何といつても今日の

日本全体の困難性の根本は、私はそこ

にあると思ひわけでありすが、むろん

農村の關係について申しますれば、開

墾、干拓等によつて吸収をはかつて行

かねばならぬと申しましたが、これも

またさ細なものである。従ひまして、

この農村の過剰労働力の問題は、結局

において日本の産業構造が拡大され

て、そしてすべての産業の中に農村の

過剰労働力が吸収せられて行くように

ならなければ、私はおそらく農村の次

三男対策と申ししても、それはなかなか

実効の上のものではない。従ひま

して、国全体の施策と相まつて、日本

の産業の規模が発展充実をして参るよ

うに、すべての施策を持つて行かなけ

ればならぬといふ考えの上に立つてお

ります。もとより一面におきまして

は、いわゆる親善外交の結実として、

移民に期待する面もあらう、あるいは

都市産業に吸収せられる面もなければ

内における労働の強化という方向をたどるようなことになるわけでありすが、もう少し農村の婦人の、あるいは弱い体質を持つておる婦人の人たちが、朝三時か四時に起きて、夜の十一時までも寝ることができないといううな、こういう社会的取残された一つの現象に対して、農林大臣として何かお考えがあれば聞かしてもらいたいと思ふのであります。

○保利國務大臣 よく御承知であられるように、終戦後のあの混乱時代の状況は、まったく都市産業が、極端に申せば麻痺しておる状態、従つて相対的には農村の経済事情が比較的恵まれ、さればその人口の動態から見ましても、都市人口が相当農村に流れて行つた。それがこの数年の傾向は、漸次日本の産業が復興して参りますと同じ歩調をもつて、農村に流れました人口が都市の方にまた還流してゐる。この一兩年は人口の配分を見ましても、四四％くらいの農村人口になつておるようでありすが、農家経済等の統計を見ましても、つまり日本産業の復興回復によりまして、相対的にはいかにもお話の通りであると思ひます。それは私はある意味においては、都市の産業の回復を意味するものでございすが、かゝる、もし農村の経済事情が低下して来ないで、相対的に都市の経済事情が改善されて来ているという見方をすれば、むしろ喜ぶべき現象であるかと思ひます。そこで最近の統計から見ますれば、農家の個々の経済事情は、依然として上昇の足取りはとつておりまゝです。絶対的な経済事情から行きますと、やはり改善進歩の跡を統計は示しております。しかしこれはむしろ統計

のことでございすが、御了承を願ひたいと思ひます。

第二の農村婦人の過重労働の問題でございすが、これはよく御承知のようにな、長い封建的な習慣から、すべての農家の生活が婦人に加重せられるような一つまりらぬと申しましては、はなはだ失礼でございすが、台所のつくり方あたりから考へましても、婦人の立場に對してそういう点で少しも——少しもといふことは語弊があるかもしれませんが、思いやりが少い。そういうことがどうしても必要以上に農村婦人の労働過重をしいてゐるのでありますから、農林省で出しております生活改善のための普及員等も、千名以上国費をい

ただいておるわけですから、農村婦人の負担を軽くして、そして婦人の社会的関心また社会的責務も今日におきましては非常に大きくなつておりますから、その社会的責務が果されて行くようにならぬ婦人の生活が営まれて来るようにならぬ、指導をして行かなければならぬ、こういうふうな考へております。

○芳賀委員 その点は非常に見解が違ふわけですが、台所の改善だけをすれば農村の婦人が解放されるかと言へば、そうではないのであつて、解放せられない原因は、今の農業の中においてまだ依然として残つてゐるわけですが、婦人の労働力というものがこれを支えておるといふても過言ではないわけでありすが、これを取除いて解放してやるということは、単に今大臣の言われたような問題の解決だけでは、何ら解決にはならぬのであります。こういうような幾多の重圧とか困難性の中において、今の日本の農業が営まれておるのです。それは大臣の認識の証左であると思ふわけですが、こういう点について、今後いろいろな機会を通して伺ひたいと思ひます。これは一つの社会政策としても重大な問題であると思ひますが、いずれ他の機会に譲りまして、本日はこの程度にとどめます。

○井出委員 久保田君。久保田(豊)委員 時間もありませんから、私は保利農政に對する全般の質問は後刻に保留をいたしたいと思ひます。願ひくは大臣には、就任御早々でお忙しいことと思ふのでありますが、もう少し真剣に当面の段階の農政並びに日本の農業の置かれた基本問題について、せつかく御勉強をいたしたいといふことを、失礼ではございすがお願いを申し上げておきます。

○久保田(豊)委員 時間もありませんから、私は保利農政に對する全般の質問は後刻に保留をいたしたいと思ひます。願ひくは大臣には、就任御早々でお忙しいことと思ふのでありますが、もう少し真剣に当面の段階の農政並びに日本の農業の置かれた基本問題について、せつかく御勉強をいたしたいといふことを、失礼ではございすがお願いを申し上げておきます。

○保利國務大臣 今回の九州方面の災害に對しまして、私も最も心配いたしましたのは、食糧の問題と値付をいかにして完了するかというところを直感的に心配して来たわけでありすが、現に私はそういうことを申し上げてははなはだどうかと思ひますが、私の関係地におきましても、現にまだ交通も開通せざる状態の区域が相当あるものであります。そういう關係で輸送、流通の面にかなり困難を感じておるのではないかと。そこで大野國務相に現地の対策本部長としておいでを願うとき、農林省からも改良局長以下数名の方を現地に出して、今日現地機關を奮勵いたしておられますのは、要するに食糧について不安を来さないように、幸い現地に食糧は相當豊富にあるわけでありすが、それによつて現場において適切な処置に誤りないようにといふことを、お願いしてやつておりますけれども、お話のようにまだ交通の杜絶してゐるという地域も相當あるようでありすが、この点は現地に對して最善を盡してゐると思ひますけれども、なお十分氣をつけて参るようになつたかと思ひます。

○久保田(豊)委員 農林大臣は今のようになやみ値が出ておるといふことを御承知なでありますか、この点をばつきりお伺ひしたい。

○保利國務大臣 一部においてそういうお話のような事例があるといふことを聞き及んでおります。

○久保田(豊)委員 それでは現在までに災害者に米なり他の食糧なり、どの程度の数量を具体的に配給されておるか、またそれが地域別にどうなつておるかといふことを、はつきり聞かせていただきたいと思います。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

○久保田(豊)委員 これはぜひひとつ具体的にお知らせ願ひたい。現地にまかされたといふことでありますけれども、それで不十分だと思ひます。やはりこちらから具体的にやらなければいけない。私どもは水害については何回か経験があるのでありますけれども、

○久保田(豊)委員 農林大臣は今のようになやみ値が出ておるといふことを御承知なでありますか、この点をばつきりお伺ひしたい。

○保利國務大臣 一部においてそういうお話のような事例があるといふことを聞き及んでおります。

○久保田(豊)委員 それでは現在までに災害者に米なり他の食糧なり、どの程度の数量を具体的に配給されておるか、またそれが地域別にどうなつておるかといふことを、はつきり聞かせていただきたいと思います。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

○久保田(豊)委員 農林大臣は今のようになやみ値が出ておるといふことを御承知なでありますか、この点をばつきりお伺ひしたい。

○保利國務大臣 一部においてそういうお話のような事例があるといふことを聞き及んでおります。

○久保田(豊)委員 それでは現在までに災害者に米なり他の食糧なり、どの程度の数量を具体的に配給されておるか、またそれが地域別にどうなつておるかといふことを、はつきり聞かせていただきたいと思います。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

○久保田(豊)委員 農林大臣は今のようになやみ値が出ておるといふことを御承知なでありますか、この点をばつきりお伺ひしたい。

○保利國務大臣 一部においてそういうお話のような事例があるといふことを聞き及んでおります。

○久保田(豊)委員 それでは現在までに災害者に米なり他の食糧なり、どの程度の数量を具体的に配給されておるか、またそれが地域別にどうなつておるかといふことを、はつきり聞かせていただきたいと思います。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

○久保田(豊)委員 農林大臣は今のようになやみ値が出ておるといふことを御承知なでありますか、この点をばつきりお伺ひしたい。

○保利國務大臣 一部においてそういうお話のような事例があるといふことを聞き及んでおります。

○久保田(豊)委員 それでは現在までに災害者に米なり他の食糧なり、どの程度の数量を具体的に配給されておるか、またそれが地域別にどうなつておるかといふことを、はつきり聞かせていただきたいと思います。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま大臣から申し上げましたように、現地に責任者を派遣してやつておるわけでありすが、現在までのところ、米の配給につきましては完全になつております。それからなお麦につきましては、たとえば熊本におきましては、現地の製粉会社の手持用が相當数量ございしますので、これを供給するようになつております。また福岡等におきましても、麦類について政府の保管のものを配給し、また製粉会社その他の加工工場にございするものを災害地に輸送しておる次第でございすが、ただ麦類の總數量等につきましては、現地の方からの報告がばらばらでございしますので、總体としてはまだつかめておりませんが、これも一兩日中には現地の者が歸つて参りますので、その点は明白になるだらうと思ひます。

も、実際なか／＼来ない。特に現地に
おいて聞くと、ところによりですと、集団
の避難地についてはたき出しその他が
行われて、やや食糧がまわつておる。
しかし分散をした連中についてはほと
んど食糧が渡つていない、あるいは渡
しかねておるといふのが実情のようで
ございます。従いまして政府の方で、
早急にどれだけのものを今までの地
域に配給したか、それは特に災害米と
してやられたか、その基本方針をもう
一回はつきりお尋ねしたい。ただ配給
をしたというだけでは不十分である。

もう一つは、これに連関してどうい
う配給方法をとられておるのか。普通
の場合の配給方法ではおそく間に合
わないと思ひます。従いまして具体的
にどういふふうな配給方法をとつてや
つておられるのか、政府としても、現
地でしかるべくやつてくれというよう
な無責任なことではできないと思ひの
であります。従いまして従来の配給機
構を通じてやつておるのか、あるいは特
別な配給組織をもつてやつておるの
か。しかもそれは有料でやつておるの
か、無料でやつておるのか、幾らでや
つておるのか、こういう点をはつきり
説明をしていただきたい。

○吉川(久)委員 関連して。今の前谷
長官のお答えでは、完全配給をしてい
るということでございますが、一般の
消費者に配給するような数量をもつて
完全配給といふのか。農家の場合は一
般の消費者と同じような量をもつて完
全配給と言われたのは半日も働けな
いのです。その点は特別の区別をつけ
て配給をしておいでになるのか、その
辺もあわせて承りたい。

○前谷政府委員 ただいまの久保田委

員の御質問であります。水害直後に
おきましては、御承知のように卸、
小売の機構自身にも被害がありました
から、大部分は災害救助法によりまし
て、府県に對しまして政府が食糧を払
い下げる、また災害救助法の適用によ
つて府県でもつて応急的に措置をいた
しておつたわけでございます。だんだ
ん配給機構が整備するにつれて、
従来の配給機構に依存をして配給を統
けておる。当初の配給機構が再建され
ない以前におきましては、災害救助
法によつてやつておるわけでございま
す。これの府県別数量は、まだ県別の
報告が来ておりませんが、府県と協議
いたしまして必要数量は必ず出すとい
う形になつております。

それから農家につきましても、当初
の災害救助法の関係では消費者と同様
でございます。飯米を流し失いたしまし
た農家に対する今後の処置というもの
につきましましては、貸付あるいは延納と
いう方法によつて処置して参りたい。
また十五日の災害救助法の期間でござ
います。その点を同時に現地ににおき
ましても調査し、今後の対策を立てて
おるような次第であります。

○久保田(豊)委員 今のお話ではど
うもはつきりしないのでありますが、
都市におきましても農村においても、
実際経験をしてみればわかるが、あ
いいう水害のときはなか／＼金がない
のです。事実食うものは非常に高く
なる。その場合に今吉川さんからお話
のあつたように、特に農村に居住して
おる者は、普通のあの配給量をもつて
どうにもなるものではありません。そ
こで貸付配給をしておるのか、あるい
は量についてはどういふ規正をしてお

るかという具体的なことを聞きたいの
であります。ただ従来の通りの配給機構
を整備してやつておりますというだけ
では、水害地の食糧対策にはならぬの
で、この点をはつきりお聞きしてお
るのであります。

○前谷政府委員 水害後の約二週間は
災害救助法の関係によりましてやつて
おります関係上、その場合におきまし
ては、災害救助法の関係では無料とい
う形になる場合があるわけでございま
す。正常の配給といふことになりまし
て、一般の卸、小売の機構が再建され
ますにつれて正常配給に移つておるの
でございます。消費者につきましまして
は、正常配給の配給をいたしておいま
す。農家につきましましては、御承知のよ
うに従来の還元配給の形でやつてお
るわけであります。

○前谷委員 食糧庁長官に関連して質
問いたしますが、災害救助法によつて
十五日間配給をされる。しかしその後
において、農民の実生活というものは
そんなたやすく復活するものではない
のであります。その期間が過ぎたら
さらにそれを延長して救助をする、こ
ういふようなお考えはもちろんなるだ
ろうと思ひますが、これに
對してどういふような考えを持つてお
られますか、食糧庁長官からはつきり
伺ひたい。

○前谷政府委員 その点につきまして
は、災害救助法後におきましては延納
制度を活用したいといふことで、
現在考へておるわけであります。
○前谷委員 それは貸し付けるとおつ
しやるのであります。貸付をするとい
う意味でありますか、どうでありますか。

○前谷政府委員 府県に売却しまし
て、その代金を延納したいといふ、こ
ういふ方法で考えたいと思ひます。

○前谷委員 ついでにこの際申し上げ
ておきたいと思ひますが、食糧庁長官
の部下は、現地に行きますと、職務に
忠実過ぎる人が多くございまして、そ
の結果はたとへばこのたびの災害にお
きましても、すでに倉庫が水浸しにな
つておる。これを早く運ばばその被害
をこうむらないでもないのではないか
といふけれども、いや、これは国家の
倉庫だから扱うことはできないと言つ
て、とう／＼何万俵といふものを水に
浸したといふような、実に融通のきか
ない忠実過ぎるような部下がたくさん
おられる。たとへばあるところに行き
ますと、やはりたき出しをやつてお
る、お前たちは何によつてやつてお
るのか、食糧法に抵触するではないかと言
つてしかられたといふ話があるのだと
りまして、どうもそういうふうな融通
のきかない人がやられるので、これに
對しては、よほどあなたの方で部下の
指導をよろしくして、ほんとうに今日
死活の立場にある被害者に対しては
は、ひとつ十分なる救いの眼を向け
て、一つのかた苦しい法律、かた苦し
い規則によらなくて救済する。これは
現在の罹災者に対しては、いかに
して食生活に安心を与えるかといふこ
とが最も重大な問題だと思ひます。
しかもその罹災者は、災害をこうむ
りまして、一つの合宿所に入つており
ます。自分の家に帰れば食糧はもう一切
なくなつてゐる。私ははなはだしいの
を見たのでございしますが、玄米に芽が
出ているのです。そういうふうな玄米
に芽が出ているといふような状態を見
まして、茫然自失の状態にあるこの災

害者に対しては、いかさか融通をきか
して救いの手を伸ばす、こゝういふよ
うにして安心感を与えることが最も必要
だと思ひます。部下に對しては十分
督勵してやつていただきたい、こゝう
いふことをわれ／＼は考へるわけであ
ります。

○久保田(豊)委員 今お話がありま
した。それとともに蔬菜その他につ
いては、政府として何らか具体的な手を
打つておるのか、この点をひとつ伺
ひたい。

○渡部政府委員 野菜につきまして
は、被害地域が非常に広汎でありまし
て、近所からの供給がたえておるよ
うであります。野菜の値上りも、報告
によりまして非常に高いのでありま
す。野菜としては、たとへばたまねぎ
とかきやべつとかいふものは近畿、中
国の方で相当手配しております。とこ
ろが何さま要求量に對しては、この輸送
が思ひ通りに行つておりませんので、
追ひ／＼ルートがついて行きますけれ
ども、とにかく関門トンネルが十五日
にならなければいかぬ。そうすると機
帆船で送るとかいろ／＼輸送上の不便
がありますので、今までは野菜が一番
問題になつて、現地から野菜を送れ
という電報が来ております。これにつ
きましては、今申し上げましたように、
腐敗にたえるたまねぎとかきやべつと
かいうものを主として送る、こゝうい
ふ対策を立てております。

○久保田(豊)委員 どうも今のお答え
では不十分であります。満足するこ
とはできない。それは追ひ／＼汽車が
回復して、野菜が自由に行けるとき
は、現地ではそんなものは政府の手を
煩わさずとも、野菜は手に入る、今困

つてゐるから、何らか政府が特別の措置を講じて、早く現地へやるといふことが必要であつて、關門トンネルの通るのをまつて野菜をばつ／＼送り出すなどという手ぬるい方策では困るので、この点をもう一回考え直していただきたい。

それからもう一つの点は、これは大臣にお伺ひしたいのであります。たとえば労働組合にいたしまして、あるいは農民団体等にいたしまして、今日九州災害の救援といふことについては、相当大きな関心を持つております。これは考えようによりますれば、またその規模、重要さといふような点から見れば、關東大震災よりも大きい災害だと思ふ。私どもは關東大震災にもあつて、非常に皆さんから御同情を得て、いろ／＼お助けいただいたこともあるのであります。そういうことに対してしまして、全国的な、国民的な救援運動が当然起つて来ておる。しかるに政府は、こういう点では今度のやり方は非常に官僚的だと思ふのであります。それはなぜかといふと、災害地に対して物資の輸送をする場合に、政府と日赤だけしか無貨輸送を認めていない、なぜかういふことをする必要があるか、一般の国民が早急にそれ／＼の思ひつきによつて、どんな無貨輸送をするという対策をとることが一番必要であります。それを何ゆゑに政府の物だけ、あるいは日赤の物だけを無貨輸送にして、あとの物は全部有貨輸送だ、どうしてこゝういふばかなことをしているか、この理由と、そうしてこれを早急に一般の国民が物資を送るよう、いろ／＼の意

味におきまする物資を早急に送れるように、せうしてまた現地においては、これを最も公平に迅速にさばき得る受入れ態勢といふものを――すでに相当日時がたつて、大野大臣が行つて現地の指揮をされてゐるにもかかわらず、実情はさういふ実情であつて、むしろ国民全体の救援運動を、政府のさういふ間違った輸送措置によつてとめておるのが、今日の現状だと思ふ。従いまして、これに対してひとつ、輸送当局でないから、大臣にお答えをいただくといふことは少し無理かと思ひますけれども、政府として今のような間違つた方針を改めていただきたいと思ふので、これに対する御所見をお伺ひしたい。

○保田國務大臣 今回の九州地方の災害は、久保田さんが言われまますように、私どもも具体的な地域の状態をこちらで聞きまして、想像に絶する被害で、まさにお話のように、關東震災にも劣らざる重大な被害である、従いまして、政府といたしましては、この罹災地に対する全国民のあたたかい協力を期待をいたしております。このことはひとり国民のみならず、諸外国の救援も、御承知のように集まつてゐることから見ましても、内外人がひとしくこの被害の激甚の程度を憂えておる証拠であると存じます。政府が首領をたつて国民運動的な救援をやらなければならぬ、やれといふことはごもつともでございまして、いろ／＼さしつかえのある面もあるやうです。たとえば救援金の募集等を役所で掲げるといふわけには参らぬといふやうな、今日の制度上のあり方にもなつておつて、そこで日赤がそのかわりを主としてやつて、その他民間諸団体において、今日救援

のあたたい手を差延べていただいてゐる。お話の輸送の關係につきましても、ごもつともでございまして、この救恤品等におきまます公共団体へ向けての輸送は、これはもう特別に扱つてゐると思ひます。ただ個人から個人への輸送につきましては、さういふ手がない。しかしこれはできるだけ、御趣意のよきな点を十分考へて、罹災地の方々に元氣をつけていただくやうに、立ち上つていただくやうに、私どもも、これは全体の御協力と御救援をお願いしてやまない次第であるわけです。その趣意に沿ひまして、さらに努力をいたします。

○久保田(農)委員 今の点は、これは農林大臣としてやることはなか／＼困難だろ／＼と思ひますが、早急にだれでも送れるといふことが、やはり必要だと思ふ、ぜひさういふやうな趣旨で、内閣の方にもお考えをお願ひいたしたい。

それから今お伺ひした程度では――私はもちろん恒久策について、いろ／＼問題がまた別に起ると思ひますが、応急策にしまして、農林省のお考えになつておる現在の段階は、私はどうも、何か従来のありきたりの食糧法その他にとられて、現地の実情に合つていないと思ふ。これはぜひひとつ、最近現地の方から人が帰つて来るというのならば、その実情も十分お聞きを願つて、格別の対策を立てられて、さうして現地へはつきりした指示をしていただきたいと思ふ。その対策ができましたら、当委員会にもさそく御報告をいただきたいと思ふ。東京におられますと、水害というやうなことは、あまりびんと来ない。われ

われは小さなときから、幾度か水害を食つております。たいがい官でやるところのものは、あとの祭り、現地の連中が非常に苦しんでから、あとでいかにもありがたがらせるやうなかつこつで、ちやちや物が来るのが大部分であります。どうかさういふことのないやうに、この際は、従来の規定その他ももちろん尊重はいたさなければならなりませんけれども、そればかりにとらわれて規定を守つたからといつて、現地の人間が助からねば何にもならない。そのあとにはまだ立上りといふ非常に困難な大きな仕事があるわけでありま

す。こういう当面の段階において、現地の人たちが苦しむといふことでは、意味がないと思ひます。もう一回再検討をしていただきまして、はつきりした暫定方針をお立てになつて、現地の罹災者がほんとうに安心できるやうに、さうして復興に立上れるやうな措置を、早急にお立てを願ひたい。この点をひとつお願いいたして、とりあえずの質問を終ります。

○井出委員長 残余の質疑は次会に譲つてこれを行ふことにいたします。

○井出委員長 なお、この機会にお諮りいたします。けさはどの理事会の申合せによりまして、目下経済安定委員会審査中の、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、連合審査の要求をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。なお連合審査会は、明日午前十時

より開会の予定になつておりますので、御了承を願ひます。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十九分散会

〔参照〕
第十一号参照

林業に関する小委員及び小委員長選任
七月七日農林委員長において、次の通り小委員及び小委員長を指名した。

- 林業に関する小委員
小枝 一雄君 佐々木盛雄君
平野 三郎君 松岡 俊三君
加藤 高藏君 芳賀 貢君
川俣 清吉君 安藤 覺君
林業に関する小委員長
川俣 清吉君